琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

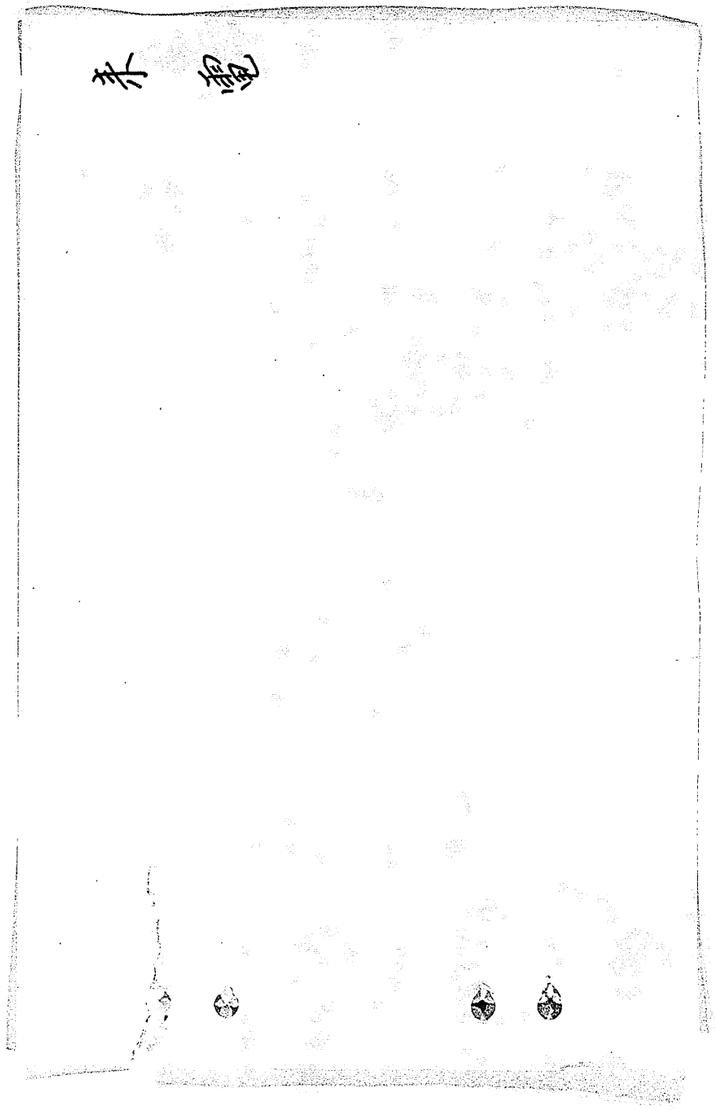

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　　846

総番号(TA) 54151　　主管
69年12月1日17時10分　那覇発
69年12月1日18時34分　本省着　米北1

外務大臣殿　　岸沖縄事務所長

復帰準備について（速）

第418号　平
（総務長官へ　第418号）

復帰準備については御如才なきことながら先ず各省間において、日本政府の基本方針および全体計画を詳細に検討し、その上で対米交渉に臨むべきで、在那覇復帰準備委員会の発足をことさら急ぐ必要はなきものと思料する（全体計画の概要については何ら御参考までに「復帰準備の手順」別送した）現地に対し、日本政府が復帰準備に真剣に取組んでいる姿勢を示すべしとの御目論見もあることと存ぜられるも、この点については準備委の発足よりも、往電第412号にて具申せる諸措置就中同電中2.の各項の実施が効果的かと存ぜられる。

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

30日のNHK TVニュース（準備委の早期発足に関する）は誤報と存ぜられるも（イ）基地縮小に伴う沖縄経済のあり方は、沖縄経済振興の全体構想と切り離しては考えられず、また（ロ）本土法令の適用に伴う弁護士等の資格の取扱いについては、関係各省・琉政および関係団体間で予め十分意見調整をはかった上、対米交渉の場に提起すべき性質のものであり、これらの問題をアット・ランダムに準備委に提起することは、72年までに完了すべき復帰準備の作業を却って著しく遅延させることになるものと懸念されるので念のため意見具申申し上げる次第である。

（了）

滝沢さん そのファイル

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

1153

電信写

総番号(TA) 4008 主管

70年 1月30日 15時37分 ナハ 発
70年 1月 30日 17時33分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会

第11号 平 (秘扱い)

報道によれば準備委員会設立についての本邦政府の方針決定せられたる様子につき、かつ先方の求めもあり、ショット代表と種々こん談したが、(イ)同代表は米側組織をいかにするか最終的には決定をみていないが、自分は代理の地位に任命されることになつている。他の部員は専門的知識経験を持つもの相当数をもつて構成され、米本国、「ユスカー」及び軍等から供給されるであろう。(ロ)「アドコム」の経験にかんがみ本使としては60に引続き事務所を保持したく、また現在の占有面積より相当広い部やをほしい旨を述べたところ、ショット代表は米側も当建物に事務室を持ち、また日リュウ各パネルが同様事務室を持てば今後増大するし事態を処理することに非常にこうけんすると考えており、部内において1階に残存している米軍関係のものの他への転出を話合つている次第である(

外務省

ワカヒト 万次 博陽
大臣官房 事務次官 外務審議官 官房長 儀典長 総務課長 情報文化局 経済協力局 領事移住部 参事官 参調新企 参領旅移
アメリカ局 参地中東 北東 北米 参北米 中南米局 参一二
欧亜局 参西東洋 西東
近アジア局 参書近ア
経済局 決参経国方 参産統 国
経済協力局 参政技 国一理
条約局 参条 協定
国際法局 参政経科 軍社専
情報文化局 参道内外 一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

希望がもてる旨付言した)。

ついては日本側が要求される具体的な人数及び部やの広さを至急承知したい。(ハ)本使はリュウキュウ側がわれわれ同様当建物に事務所を持つことを希望する旨及びそのことにつきセナガ代表と話合うと述べたところ、ショット代表はそのよう措置ありたいと述べた。(ニ)2月上旬にランパート弁務官も帰任すべきにつき(プリブコム)の運営について十分話合われたく、またショット自身も常時接触を保つべしと述べたので、本使より謝意を表しておいた。(ホ)セナガ代表に対し上記ショット代表との話を伝えたが、同代表も全然同意で実現方に努力すべく主席に対しその旨を伝達することを約した。(ヘ)なお本邦側の当建物の引続き使用とその事務室の拡大の希望及び米リュウ双方も同一建物に事務所を持つことについて「ユスカー」(「ベネット」または「クラーク」)及びリュウ政(知念)に対し質陽をして重ねて申し入れおかしむることとした。

— 2 —

(3)

アメ 万大 博阪

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総合号(PA) 9101 主管
70年2月28日12時57分 ナハ 発
70年2月28日15時54分 本省 着 米北1

外務大臣殿 岸沖縄事務所長

第2回復帰準備打ち合わせ会(遅)

第85号 平 秘扱い
(総務長官へ第85号)

マイヤー大使の来訪を機会に27日及び28日行なわれた米側の復帰準備会議につきクラーク渉外局長その他が28日カヤに述べたところ要旨下記の通りの趣。

1. 今回の打ち合わせは第1回会議と異なりもっぱら在日米側担当者間の協議を主体とし復帰準備についての足並をそろえることに重点が置かれた。今後この種の打ち合わせは半ば定期的に東京とナハ交互で開催される予定である。

2. 打ち合わせの内容は返還により沖縄の

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

米側は一体どれ程広範囲にわたる部門(ELEMENT)が影響をうけ、従ってどの程度にそれぞれの部門がその利害関係を交渉に反映させる必要があるかというが如き基本的な「問題の」が中心となった。例えばV.O.A.の責任者が会議へ参加していることもその一証左である。

3. PUREPUCOMUについても東京における現在までの作業振りが在京米側より披露されたが米側の細部の人的配置等についてのつめは未だ行なわれず今後の打ち合わせに待つこととなっている。

4. スナイダー、カーチス、エリクソン、シュミッツ等在京関係者は28日帰京の予定。

[3]

外務省

アト

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1244

総番号(TA) 12024　主管
70年3月16日 15時45分　ナハ発
70年3月16日 20時15分　本省着　米北1

外務大臣殿　高瀬(大使)臨時代理大使　総領事　代理

準備委員会

才29号　平　秘扱

準備委員会の運営に関し、米流と下記の如き1案をもって話し合いたきところ右について、及びその内容について貴見至急何分の儀回電ありたい。

記

「準備委員会の運営について」

1、会議

(1) 委員会の開催日

イ. 準備委員会(以下単に会議と言う)は毎月1回才〇〇旺日に定例会議を開催する

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ほか必要に応じ随時会議を開催するものとする。

ロ. 定例会議開催予定日が、日米流いづれかの休日に当る場合には、会議は順延するものとする。

(2) 開催場所

委員会の会議はT60の会議室において開催する。

(3) 会議の公用語

委員会の公用語は日英両国語とする。

(4) 代理出席

代表又は顧問が止むを得ない事情により出席出来ない時は、代表代理または顧問代理を出席させることが出来る。

(5) 委員会の陪席者の範囲

委員会には別段の決定をしない限り、各代表または顧問は6名を越えない数の補助

—2—

外務省

要員を陪席させることが出来る。また、補助要員外の者の参加につき決定することが出来る

（6）会議の非公開

イ 委員会の会議は別段の決定をしない限り非公開とする。

（7）会議の記録作製

委員会は別段の決定をしない限り会議の記録を作製する。

2. 準備委員会の組織

（1）代表代理の会議

代表代理及び顧問代理は毎週火曜日及び金曜日に定例会議を開催するほか、必要に応じ随時臨時会議を開催するものとする。

（2）小委員会の設置

委員会の活動を補佐せしめるため各委員及び顧問の補助要員の中から指名された者

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
電信写

をもつて小委員会を設置するものとする。

（3）合同事務局の設置

イ. 委員会は会議の準備、記録の作製、保管、賜務などの事務を処理させるため合同事務局を設置する。

ロ. 合同事務局は1名の事務局長と委員会が必要と認めた数の関係政府から提供された職員で構成する。

ハ. 合同事務局は委員会の支持を受け所掌事務を処理する。

（了）

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

887

総番号(TA) 19416　　主管
70年4月23日19時35分　ナ　ハ発
70年4月24日10時45分　本省着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

準ネ17号　平

往電ネ12号に関し

1. 23日、代理会議を開催、合同事務局および合同経費につきそれぞれ小委員案（前者については貴電ネ4号のテキストのネ2項の後段に「必要がある場合に準備委員会の合意に基づいて採用されたもの」を加えたもの。後者については往信ネ2号送付のテキスト中、米側としては2会計年度に跨がる支出となることを念のためネ2項に追記せることが主な修正点）を審議し、ネ2回代表会議まで余裕

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

もあるので、字句上の調整を継続することとした。（テキストについては審議状況に応じ適宜追送する）

2. ショットより「原則」と「指針」が公表されたので、作業計画および小委員会設置についての現地作業を本格化すべきことを示唆したので賀陽よりGOJエレメントとしては、更に具体的なる指示が東京より接到することが予想されるが、「原則」「指針」においては準備委が優先的に取り上げるべき課題を明らかにしており、右を勘案しつつ数個の小委員会の守備範囲の大要を確定することなどにより作業の進行を図りうるものと思う旨述べた。（本日午後、右に関する作業小委員会を開催する予定）

-2-

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3、ショットより、諸般の情勢からネ2回代表会議（5月6日）を若干延期する必要が生じうべき旨を指摘したが、当面はしばらくそのままで状況を見ることとした。
4、次回は明日24日の予定。

(3)

-3-

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

921

総番号（TA）19549　　主管
70年4月24日21時00分　ナハ　発
70年4月25日00時39分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

準備委員会作業計画および小委員会試案

準ネ19号　平

1. THE WORK GROUP RECOMMENDS THAT PROPCON ESTABLISH THE FOLLOWING STANDING SUBCOMMITTEES: A. SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS B. SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA AGREEMENT C. SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS D. SUBCOMMITTEE FOR GENERAL AFFAIRS

2. THE GENERAL AFFAIRS SUBCOMMITTEE WOULD HANDLE

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ALL PREPCOM INTERNAL PROBLEMS。IT WOULD ALSO HANDLE CERTAIN MISCELLANEOUS PROBLEMS NOT COMING WIHTIN THE PURVIEW OF THE OTHER STANDING SUBCOMMITTEES。

3。WHILE SOME MISCELLANEOUS PROBLEMS WOULD BE ASSIGNED TO THE GENERAL AFFIRS SUBCOMMITTEE, OTHER SUCH PROBLEMS MIGHT BECOME SO IMPORTANT AS TO REQUIRE THE ESTABLISHMENT OF ADDITONAL STANDING SUBCOMMITTES。OTHER MISCELLANEOUS PROBLEMS OF A SHORT-LIVED NATURE

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WOULD BE BETTER HANDLED BY ADHOC SUBCOMMITTEES。

4。THE WORK GROUP TOUCHED UPON THE QUESTION OF THE COMPOSITION OF THE SUBCOMMITTEES。HOWEVER, IT RECOGNIZED THAT IT WAS STILL TOO EARLY IN THE GAME TO MAKE SPECIFIC RECOMMENDATIONS AS TO SUBCOMMITTEE SIZE, ETC。

5。THE WORK GROUP ALSO BECIDED TO DEFER DISCUSSION OF A SPECIFIC WORK PROGRAM, PENDING THE GOJ'S ANTICIPATED RECEIPT OF INSTRUCTIONS FROM TOKYO。

6。FINALLY, THE WORK GROUP RECOMMENDS THAT THE THREE ITEMS LISTED IN PARAGRAPH 3 OF " PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION" BE HANDLED ON THE FOLLOWING LEVELS: A。SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT THROUGH THEIR RESPECTIVE REPRESENTATIVES INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION-SHOULD BE HANDLED BY THE THREE ALTERNATES。

B。COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION-EACH OF THE U S IN PREPCOM ELEMENT SHOULD DESIGNATE ONE OF ITS MEMBERS TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS。

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

C。PROVIDING FOR EFFECTIVE MEANS BY WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS。INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS。OF LINAWA CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION-SHOULD BE HANDELD BY THE INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS SUBCOMMITTEE。

(3)

(丸の内電報局注・この電報は字数が誤っているおそれがあったため、問合せしておりましたので遅れました、あしからず御了承ください。)

-4-

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

703

総番号(TA) 20232 主管
70年 4月28日20時15分 ナ ハ 発
70年 4月29日00時12分 本 省 着 北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議報告書案

準第21号 平

1。THE PREPARATORY COMMISSION (HEREINAFTER ''COMMISSION'') REPRESENTATIVES AND ADVISER AT THER FIRST MEETING ON 24 MARCH 1970 DIRECTED THERE ALTERNATES TO DRAW UP A WORK PROGRAM。A SUGGESTED LIST OF SUB-COMMITEEE。AND A COMMON BUDGET。IN RESPONSE TO THIS DIRECTIVE。THE ALTERNATES HAVE STUDIED THE FOLLOWING MATTERS OF COMMON INTEREST。

A。AN AGREED SET OF PRINCIPLES FOR THE BUDGET REQUIRED TO MEET COMMON EXPENSES IS AT TADA。THE COMMISSION IS INVITED TO APPROVE THE BUDGET PRINCIPLES。ALTHOUGH THE GRI IS NOT OBLIGATED TO SHARE IN THE COMMON BUDGET BY THE EXCHANGE OF DIPLOMATIC NOTES ON 3 MARCH 1970。IT IS THE DESIRE OF THAT GOVERNMENT TO FURNISH A STAFF MEMBER TO SERVE IN THE JOINT SECRETARIAT AND TO PAY FOR THE

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

ACTUAL COST OF THE UTILITIES AND EXPENDABLE MATERIALS USED BY THEIR ELEMENT. THE ALTERNATES WILL SUBMIT A FINAL BUDGET TO THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION

B. ''ORGANIZATION AND DUTIES OF THE JOINT SECRETARIAT'' ARE AT TABB. APPROVAL OF THESE BY THE COMMISSION IS INVITED.

2. IN LINE WITH THE '' PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION'' ANNOUNCED BY THE CONSULTATIVE COMMITTEE IN TOKYO ON 21 APRIL 1970, A. THE FOLLOWING SUB-COMMITTEES HAVE BEEN AGREED TO:

(1) SUB-COMMITTED FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS,

(2) SUB-COMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS,

(3) SUB-COMMITTE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA AGREEMENT (NEGOTIATIONS ARE UNDERWAY IN TOKYO ON THIS ITEM), AND (4) SUB-COMMITTEE FOR GENERAL AFFAIRS.

THE ALTERNATES INVITE APPROVAL OF THIS LIST OF STANDING SUB-COMMITTES. MOREOVER, THE ALTERNATES REQUEST AUTHORITY TO APPOINT AND DISBAND SUCH

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

ADDITIONAL ADHOC SUBCOMMITTEE AS MAY BE REQUIRED BY DEVELOPMENTS. IT IS ASSUMED THAT THE NATURE OF THE PLANNING FOR THE TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN WILL REQUIRE ADDITIONAL SUB-COMMITTEE FOR LIMITED PERIODS OF TIME.

B. TO CARRY OUT PERTIMENT PROVISIONS OF THE ''PRINCIPLES AND GUIDELINES'' THE FOLLOWING AGREEMENTS HAVE BEEN REACHED (1) THE THREE ALTERNATES WILL COORDENATE THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

(2) EACH COMMISSION ELEMENT WILL DESIGNATE A REPRESENTATIVE TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS TO COORDINATE INFORMATION GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

(3) THE GOJ AND USG ELEMENTS WILL EACH APPOINT ONE OFFICIAL THROUGH WHOM NON-RYUKYUAN-RESIDENTS INCLUDING BUSINESMEN AND OFFICIALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION.

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3。 THE DRAWING UP OF A OWRK PROGRAM IS NOW BEGINNING IN KEEPING WITH THE SUBSTANCE OF THE '' PRINCIPLES AND GUIDELINES...,'' IT IS AGREED THAT THE RESPECTIVE SUB-COMMITTEES WILL PROCEED TO IDENTIFY PROBLEMS TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO THE GOVERNMENT OF JAPAN AND TO DEVISE MEASURES TO SOLVE THESE PROBLEMS。 EXTENSIVE COORDINATION AMONG THE THREE GOVERNMENTS WILL BE REQUIRED BEFORE THIS CAN BE ACCOMPLISHED。 LISTS WILL HAVE TO BE PREPARED AND COMPARED ON BOTH THE SUBSTANCE AND THE TIMING OF THE TRANSFER OF THESE ADMINISTRATIVE RIGHTS。 UNDER THESE CIRCUMSTANCES, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT THEY BE DIRECTED BY THE COMMISSION TO PROCEED EXPEDITIOUSLY: A。 TO FORMULATE PLANS FOR CARRYING OUT THE SUBSTANCE OF THE ''PRINCIPLES AND GUIDELINES...'' B。 AS SUBSEQUENT DEVELOPMENTS REQUIRE, TO TACKLE SUCH PROBLEMS AS MAY FALL WITHIN THE PURVIEW OF THE COMMISSION。 C。 TO SUBMIT A PROGRESS REPORT ON THESE PLANS AND PROBLEMS AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION。

4。 IT IS RECOGNIZED THAT THERE HAS BEEN WIDESPREAD APPRECIATION OF THE 47 RECOMMENDATIONS MADE BY THE ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

RYUKYU ISLAND。 AND THE ALTERNATES UNITE TO EXPRESS THEIR URGENT HOPE THAT THREE GOVERNMENTS CONCERNED WILL DRAW UPON THEIR RESPECTIVE RESOURCES TO ENSURE FURTHER EFFECTIVE IMPLEMENTATION OF THESE RECOMMENDATIONS。

5。 TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED BY THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME。 THE ALTERNATES ALSO RECOMMEND THAT COPY OF THIS REPORT BE FORWARDED BY THE JOINT SECRETARIAT TO THE CONCOM。 TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THIS MEETING。

(7)

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　5441

総番号(TA) 20602　主管 米北1
70年4月30日16時42分　ナハ発
70年4月30日21時10分　本省着

外務大臣殿　高瀬大使

準備委に対する琉政側の態度

準第22号　平

30日瀬長本使を来訪、過日主席と種々懇談したところ、毒ガス撤去、軍雇用員の解雇を行なわざること、米財政援助の改善（財政硬直化と関連する）の3点につき準備委員会においてなんらかの意思表示をすることが望ましいとの所見を自分に述べるところがあったとして本使の意見を求めたので、当方より、何れも政治的色彩の濃い問題であることは否定し得ざるも、準備委は如何なる問題にせよこれをメリット・ベースで

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

取上げる建前としておくことが基本的原則であると思料するので、代理会議でこれらの問題につき充分前以って意見を交換せしめ、いわば筋を通して問題処理の可否を決めていくことが望ましいと思う旨取敢えず述べておいた。

なお、瀬長の述べるところによれば5月6日の会議においては主席は本件につき申出ることはない趣。

（了）

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

155

電信写

総番号(TA) 20824　主管

70年5月1日16時48分　ナ　ハ　発
70年5月1日20時26分　本　省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使　総領事　代理

顧問代理に関する立法の件

準第24号　平　至急

往電第22号に関し

顧問代理の地位をフォーマライズする行政組織法の1部改正案が30日の立法院本会議において可決され、1日署名公布された。

(諮問委代表に関する法律は同日失効した)

(了)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

105

電信写

総番号(TA) 20825　主管

70年5月1日18時05分　ナ　ハ　発
70年5月1日20時25分　本　省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使　総領事　代理

準備委第2回会議

準第25号　平　至急

往電第23号に関し

1. 1日、ショットより地協定適用につき東京にTASK GRUOPが設けられるものと了解することもあり、オーバーラップしないよう配慮することが適切であるとして小委員会の名称をSUB-COMMITTEE ON LOCAL SIVIL ASPECTS OF APPLICATION TO OKINAWA OF SOFAとすることを提案したい旨申越した。当方としては原案の方が望しいと考えるが米側は小委員会のTERMS OF REFERENCEを明確とすることを強く主張している。

2. ショットより HICOMは議題がPROCEDURAL

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なものであることを理由に今回の代表会議後合同記者会見を行うことに強い難色を示しているので了承を得たい旨申越した。
琉政側の正式の反応は未だ明らかでないが当方としては新聞発表文配布の際係官をしてブリーフせしめることとし、別途記者団より要請があれば本使単独で会見に応ずることとしては如何かと考えている。右参考まで。

(了)

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

393

総番号(TA) 21047
70年5月2日20時10分 ナハ 発
70年5月3日00時38分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬大使

準備委員会第2回会議に関するプレスリリーズ案送付
準第28号 平
6日の準備委員会第2回会議終了後、当地において発表(午後4時を予定)すべきプレスリリーズ案協議の結果下記の通り合意した。何ら御参考まで。
記
(以下別紙英文)

外務省

DRAFT

PRESS STATEMENT . THE PREPARATORY COMMISSION ANNOUNCED AT THE CONCLUSION OF ITS SECOND FORMAL MEETING TODAY THAT IT WILL ESTABLISH FOUR SUBCOMMITTEES ON SPECIFIC KEY ASPECTS OF REVERSION PREPARATIONS OF OKINAWA TO JAPAN.

IN ATTENDANCE AT THE MEETING IN THE COMMISSION'S BUILDING WERE HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT REPRESENTING THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES, AMBASSADOR JIRO TAKASE REPRESENTING THE GOVERNMENT OF JAPAN, AND CHIEF EXECUTIVE CHOBYO YARA OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AS ADVISER.

THE COMMISSION AGREED TO SET UP SUBCOMMITTEES ON INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS, LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN, LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE THE APPLICATION TO OKINAWA OF THE STATUS OF FORCES AGREEMENT, AND GENERAL AFFAIRS. THE COMMISSION AGREED THAT AD HOC SUB-COMMITTEES MAY BE ESTABLISHED AS REQUIRED BY DEVELOPMENTS.

THE TWO REPRESENTATIVES AND THE ADVISER DIRECTED THEIR RESPECTIVE ALTERNATES TO FORMULATE EXPEDITIOUSLY CONCRETE SUBCOMMITTEE PLANS FOR IMPLEMENTING REVERSION PREPARATIONS IN LINE WITH " PRINCIPLES AND GUIDELINES " WHICH WERE ADOPTED AT THE 19TH MEETING OF THE JAPAN-UNITED STATES CONSULTATIVE COMMITTEE IN TOKYO ON APRIL 21, 1970. IN ADDITION, THE THREE ALTERNATES WERE DIRECTED TO TACKLE SUCH OTHER PROBLEMS AS MAY FALL WITHIN THE PURVIEW OF THE COMMISSION, AND TO SUBMIT A PROGRESS REPORT ON THESE PLANS AND PROBLEMS AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION, WHICH WILL BE ON JUNE 3.

IT WAS AGREED THAT, IN ACCORDANCE WITH " PRINCIPLES AND GUIDELINES ", THE ALTERNATES WILL ARRANGE THE CHANNELS THROUGH WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS OF THESE ISLANDS, INCLUDING BUSINESSMEN AND OTHER MEMBERS OF THE PROFESSIONS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE GOVERNMENT OF JAPAN AUTHORITIES PRIOR TO REVERSION, AND THE ALTERNATES WILL ALSO COORDINATE INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES OF VISITING OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION. IN ADDITION, THEY WILL ALSO COORDINATE THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED TO AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE REVERSION PREPARATIONS. THE COMMISSION REACHED AGREEMENT OF ITS INTERNAL FINANCIAL AND ADMINISTRATIVE PROCEDURES, INCLUDING THE ORGANIZATION AND DUTIES OF A JOINT SECRETARIAT.

(3)

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

106

総番号(TA) 21045　主管
70年5月2日20時10分　ナハ　発
70年5月3日00時38分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会

準オ29号　平

貴電オ19号及び往電オ28号に関し、

1、米側と協議の結果、報告書案オ3項オ4節を LISTS WILL HAVE TO BE PREPARED AND COMPARED AMONG THE THREE GOVERNMENTS BEARING IN MIND THE PERTINENT PROVISIONS IN THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES ..." とした。

2、地位協定小委員会の名称については冒頭貴電のラインにより鋭意米側の説得に努めるとともに琉政側にも問題の重要性を更にリマインドし、足並をそろえるよう努力中

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なるところ、2日夕方に至り米側もわが方原案にもどること止むなしとの考え方に徐々に傾むき HICOM と再調整を行うべしとの空気となりつつあるものと判断される。今後の発展については追電する(冒頭往電により送付のプレス・リリーズにおいてはとりあえずわが方原案の名称を用いたもの)

(3)

—2—

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21767　　主管
70年5月6日18時50分　ナ　ハ　発
70年5月7日09時29分　本　省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 臣国　臨時代理大使　通信事　代理

準備委員会

第32号　平（秘扱い）

第2回復帰準備委員会は予定とおり本日午後3時より30分にわたり開催し、本使が議題の進行を担当し「準備委員会に対する代理会議の報告」に記載された下記7項目新聞発表文及び次回会合を6月3日とすることにつき、それぞれ提議、承認を求めたるところ、ランパート、屋良とも異議なくこれに同意し閉会した。

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

記

「準備委員会に対する代理会議の報告」の

(1) 第1節 A　共通経費の分担方法及び経理

(2) 同 B　合同事務局の組織と所掌事務

(3) 第2節 A　小委員会の設置

(4) 同 B「原則と指針」に示された条項を実施するため、代理会議のとるべき措置

(5) 第3節　代理会議及び小委員会に対する特定作業の指示

(6) 第4節　諮問委員会の勧告に対する準備委員会の関心

(7) 第5節　本報告の日米協議委員会への送付

なお弁務官より第2節A　小委員会の設置に当っては米側、特に関心を有し、優秀

— 2 —

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なる人材を提供する所存なる旨述べるところがあった。また弁務官及び主席とは定刻前本使室に参会、種々懇談したるが 上記(6)第4節 諮問委員会についての準備委員会の評価の点につき、弁務官より言及あり、主席に対し米側が非常に高く評価しおることを述べ、主席より自分も同様評価するものなるが 与党及び支援団体との関係において即無理を願い恐縮なり（往電第33号参照）と改めて謝意を表明する経緯があった。

本会議提議資料別途空送する。

(7)

— 3 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

137

電信写

総番号(TA) 21766　主管
70年 5月 6日 18時 50分　ナ ハ 発
70年 5月 7日 09時 28分　本 省 着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

報告書一部修正

第33号 平 至急

往電準第23号に関し

6日代表会議の直前セナが代理より当方に対し主席の強い要望により代理会議報告書の第4節（諮問委員会についての言及）を THE THREE GOVERNMENTS WILL CONCERN THEMSELVES WITH THE IMPLEMENTATION OF THE RECOMMENDATIONS MADE BY THE ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMSSIONER

（3政府は琉球列島高等弁務官に対して諮問委員会が行なった勧告の実施につき関心を抱き続ける）という DECORATIVE な語句を抜きにした簡潔な表現に修正することを懇請する次第なる旨申越した。右については併

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

せてセナがより与党及び革新支援団体の諮問委に対する特異なフィーリングに対し主席として特に意を用いることを余儀なくされている実情が背景にある与説明するところがあったこともあり、当方より取り急ぎ弁務官と協議した結果かかるLAST MINUTEの修正要求は不幸な事態ではあるが協調の精神に基づきこの際上記提案を受諾することとした。時間切迫のため請訓の暇なきまま右のより措置したる点御了承願いたい（なお、プレスリリースは何らアフェクトされおらざるため念のため）。

(3)

(2)

外務省

注　意　0 信
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

126

総番号（TA）21765　主管
70年5月6日18時50分　ナハ　発
70年5月7日09時27分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

準備委第2回会議（主席記者会見）

第34号平

往電第32号に関し

1. 屋良主席は代表会議終了後行政府で15分間記者会見を行ない要旨次の通り発言した趣

(1) 本日の会議は準備委の内部事項について討議したもので本格的な実質作業はこれからである。次回会合までに小委

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

員会は出来ると思うので早急にわが方のメンバーを決めなくてはならないと考えている。

(2) 検討事項については早目にリストアップすることにしているが主要なものとしては
(イ) 軍用地の復元補償
(ロ) 請求権問題
(ハ) 雇用問題
(ニ) 道路交通法及び(ホ)公社問題等が挙げられよう。

(3) 準備委と沖縄事務局との所掌分担についてなどは確かに米側との協議を要しないものもあろうがどちらともつかない事項については先ず準備委にかけ、そこでどの機関が担当するかが決まると思う

2. なお本日は代表顧問レベルの合同記者会見は行なわれず、わが方においては別途として本土及び沖縄の記者団に対しプレス ブリーフィング(約30分間)を行なわしめた。

(3)

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

39

総番号(TA) 21833　　主管
70年5月7日13時10分　ナハ発　米北
70年5月7日15時41分　本省着

外務大臣殿　高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会の現地名称

第35号

現地におけるわが方正式呼称は準備委員会日本国政府代表事務所 THE OFFICE OF THE REPRESENTATIVE OF THE GOVERNMENT OF JAPAN TO THE PREPARATORY COMMISSION とすることが適当と考えられるところ、右何分の訓令願いたい。

(了)

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

159

総番号（TA）23513　　主管
70年5月15日19時00分　沖縄　発
70年　月　日22時07分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

代表代理会議

第48号　平（秘扱い）
往電第41号に関し

1. 本日の会議では主として小委員会の構成について討議したが、賀陽より日本側としては各小委員会毎に主任委員を定め、その下に適宜補佐委員を付する予定としており、本日午後警察庁、運輸省、防衛庁より各小委員会のメンバー要員着任するので、右着任を待って正式メンバーを発表する予定としている旨述べておいた。

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ヤマ、ヌマコシ、スズキ、なお併任者以外の事務局職員の小委員会出席については事務局長と協議の上その都度定めるものとする。
(了)

— 2 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

159

総番号(TA) 23513　　主管
70年5月15日19時00分　沖縄　発
70年　月　日22時07分　本省　着　来北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

代表代理会議

第48号　平（秘扱い）
往電第41号に関し、
1. 本日の会議では主として小委員会の構成について討議したが、賀陽より日本側としては各小委員会毎に主任委員を定め、その下に適宜補佐委員を付する予定としており、本日午後警察庁、運輸省、防衛庁より各小委員会のメンバー要員着任するので、右着任を待って正式メンバーを発表する予定としている旨述べておいた。

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（当方案別電する）
一方ショットより米側メンバーについては目下USCARとの調整を急いでおり、次回会合で正式発表しうる見込みであるかと前置きし、産業経済は未定なるが、総務にBILLIINGSLEY、地位協定COL MEADS（SPECIAL TASK FORCE）、施政権返還WALTERSをそれぞれ常任委員に予定している旨発言があり、また瀬長よりは産業経済など総務にザキム、地位協定ワマキ、施政権返還にカキノハナを各々主任委員とすることを内定している旨述べた。
2、賀陽より各小委員会会議のRECORDINGについては各ELEMENTの委員において適宜責任をもつ方法とするとの従来の了解を確認した。なお、ショットは当方よりの意見打診にこたえ、各代表代理は各々政

— 2 —

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の主任委員より討議の内容等につき報告を受けるべきは当然かと考えられるが、右に加えて代理会議の場において各小委員会より討議の内容につき報告を受けることにしたいと述べ、日琉双方ともこれを了承した。

(了)

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 23528 主管

70年5月15日19時60分 琉球 発

70年5月16日00時23分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

小委員会委員の姓名

第49号 平

往電第48号別電

往電第48号の1.に関し、

各小委員会の分担は下記のとおりと致したいので、御了解ありたく、なお本件米事務局長了承ずみである。

記

総務(主任委員 公使(未着任)又は賀陽委員、ササキ

産業経済(主任委員 マブチ委員 ヤマグチ、ヌマコシ、ササキ

~~施政権返還~~地位協定適用準備主任委員 賀陽委員、ナカ

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ヤマ、ヌマコシ、スズキ、なお併任者以外の事務局職員の小委員会出席については事務局長と協議の上その都度定めるものとする。

(了)

— 2 —

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

76

総番号(TA) 23528　　主管
70年5月15日19時00分　沖縄　発
70年　月16日00時23分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

小委員会委員の姓名

第49号 平

往電第48号別電

往電第48号の1に関し、

各小委員会の分担は下記のとおりと致したいので、御了解ありたく、なお本件券事務局長了承ずみである。

記

総務 主任委員 公使(未着任)又は賀陽委員 ササキ

産業経済 主任委員 マナチ委員 ヤマグチ、ヌマコシ、ササキ

施政権返還準備 主任委員 賀陽委員 ナカ

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（当方案別電する）

一方ニコットより米側メンバーについては目下USCARとの調整を急いでおり、次回会合で正式発表しうる見込みであるかと前置きし、産業経済は未定なるも総務にBILLINGSLEY、地位協定COL MEADS（SPECIAL TASK FORCE）、施政権返還WALTERSをそれぞれ責任者に予定している旨発言があり、まず瀬長より産業経済及び総務にザキム、地位協定ワマキ施政権返還にカキノハナを各々主任者とすることを内定している旨述べた。

2、賀陽より各小委員会会議のRECORDINGについては各ELEMENTの責任において適宜責任をもつ方法とするとの従来の了解を確認した。なお、ニコットは当方よりの意見打診にさいし、各代表代理は各々政

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の主任者より討議の内容等について報告を受けるべきは当然かと考えられるが右に加えて代理会議の場において各小委員会より討議の内容について報告を受けることにしたいと述べ、日琉双方ともこれを了承した。

（了）

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA)　　　　主管 米北1

情

(2)

訂正報

電信課
45.5.16

(甲)

16日付沖縄宮瀬大使来電第49号(TA 23528)本文下記の通り訂正願いたい。

記

件名　小委員会委員の氏名

2ページ1行目

ヤマ、
地位協定適用準備室主任委員　賀陽委員、中山、ヌマヨシ、スズキ。
なお併任者以外

(3)

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24324　　主管
70年5月20日15時20分　沖縄　発
70年5月20日17時41分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

産業至済小委検討項目

第56号　平（秘扱い）
往電第55号に関し
各小委員会の構成も決定したので逐次開催の運びとするよう取計いたきところ産業至済小委員会については一応下記の項目を我方より提示することとしたくお見込みにより関係省庁とも打合せの上何分の儀取急ぎ回電ありたい。なお本項目は長期的観点から例示的なものとして作成したものであり今後における当小委員会の議論のための素材となる性格を有するものであることをお含みおきありたく、米琉側も試案を準備中の模様であるので席上これ等とつき合せの上

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

リスト作成を具体化してゆく手順を考えている。
「(イ)外資企業の取扱い
(ロ)諸条約協定等の取扱い（沖縄に対する適用の問題点）
(ハ)外国人の検疫保護
(ニ)輸入制限に関する措置
(ホ)旧国県有財産の取扱い
(ヘ)ドル資産の保護と交換性の問題
(ト)課税問題
(チ)石油問題
(リ)水道問題
(ヌ)電力問題
(ル)在沖米国資産の承継
(ヲ)通貨切替問題
(ワ)本土沖縄間就航船舶の取扱い
(カ)本土沖縄間就航航空機の取扱い」
なお他の小委員会についても米琉側の方針

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

も打診の上適宜準備を進行することと致したい。

(3)

— 3 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

162

総番号(TA) 24868　　主管
70年5月22日19時31分　沖縄　発
70年　月　日22時20分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

代表代理会議

第62号　平(秘扱い)
往電第55号に関し
22日　代理会議の概要次のとおり
1. 賀陽より昨21日の山中・ランパート会談後発表された琉政予算赤字及び軍労移着2問題に関する山中長官のステートメントを披露したところ、シコットは特に外交交渉をフォローしつつ、準備要が軍労問題について検討を行なうことが合意されたことは意義深いものと思う旨述べた。

外務省

秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2、冒頭往電4.の日本政府調査団の調整事務に関し、賀陽より各政府担当官で検討した結果、本件については日本側担当官より調査団の目的とスケジュールなどをPRECOM、米琉各担当官に対し通報するとともに、USCAR等と直接アポイントメントを取付けるフォーミュラにつきテンタテイブな合意に達した旨述べておいたが、シコットより受理した通報の米側取扱いについては能率的な方法をなお検討したき旨応答があった。

3、シコットより来る7日の代表会議で討議さるべきものとして(1)代理会議よりの報告事項(2)新聞発表文の起草、(3)記者会見実施の適否の3点が考えられるが、(1)については前回会議で提起したとおり、早急に各小委員会で担当問題のリストを

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

作成、代理会議に報告して欲しいとの提言あり、日琉各代理ともこれを了承した。

4、上記了承に基づき本22日午後産業経済、明23日施政権移転、25日(月)地位協定、各小委員会をそれぞれ開催することに決定した。

(了)

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

177

総番号(TA)　25064　　主管
70年　月　日 14時20分　沖縄　発
70年 5月23日 15時43分　本省　着　北1

外務大臣殿　　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

施政権移転小委員会

第67号　平

往電第62号に関し

施政権移転小委員会は、本23日（出席者日本側カヤ、ナカヤマ、サザキ、りゅう側カヤノヘヂ、他3名、米側ウォルターズ、タレーマー USCAR計画局長、新沙外信タテカワ計画局部員）第1回会合を行なつたが、議事概要次のとおり。

1。カヤより、当小委員会は原則と指針に示されている如く、オキナワけん作りのため方策のうち対米協議を要するものに重点をおいて作業することを目的とするものであり、「USCARの機能の適切な処理」も一つの重要なヘッドとなるべき旨の所感を述べた。

2。タレーマー局長より、施政権は復帰まで米側が確保すべきことは当然であると前置きし、日りゅう両政府とも72年の施政権移転に備え、国けん各行政機能の分類作業につき検討されつつあるものと了解しているところ、USCARのアングルからはGRIが既に自治能力を具備している

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

部門と米側のかい入により運用されている部門とを区別し、後者については主としてGOJとの間でトランスファーにつき話合いを進めることの必要性を認めるので、このような方向で小委員会の取り上ぐべき項目の整理を行なうとともに一案なるべしと述べ、今後の運営については、協力をおしまない旨強調した。

3。本委員会としての作業を進める第1歩として、りゅう政側は当委員会で取上げられるべき検討事項として考慮中のものある趣で（非公式の暫想なる由）、右をたたき台として次週月よう日再度会合の上、討議することに合意をみた。

(3)

-2-

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

222

総番号(TA) 25333　　主管
70年5月25日 8時40分　沖縄 発
70年5月26日 01時55分　本省 着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会

ネ72号　平（秘扱）

往電ネ64号2で報告したとおり、産業経済小委員会は本日の会合で米側が準備した本小委員会所管と考えられるBASICかつGENERALな下記ITEMについて討議した結果右を明日の代理会議にTENTATIVEなものとして報告することとした。なお、日本側としては上記報告に示されたITEMは一応妥当なものと考えるも、既に独自のITEMリストを東京に送付し、本小委員会が取上げるべきITENとしての適否につき請訓中であり、東京よりの回答如何によっては上記米側の

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ITEMにつきなお調整を要する場合も起り得べき旨念を押しておいた。

記

1. TREATMENT OF FOREIGN IVENSTORS

2. APPLICATION OF EXISTING TREATIES (FCN, ETC)

3. CONTROL OF FOREIGN TRADE (ADMINISTRATION OF IMPORT/EXPORT REGULATIONS: QUOTAS, RESTRICTIONS, ETC)

4. ADMINISTRATION OF FINANCIAL INSTITUTIONS (INSPECTION, REGULATORY CONTROLS, ETC)

5. TRANSITION TO YEN ECONOMY (CURRENCY CONVERSION)

6. TRANSFER OF ASSETS

7. REQUIREMENTS OF ECONOMIC DEVELOPMENT (INFRASTRUCTURE, INVESTMENT INCENTIVES, ETC)

8. ITTAIKA OF TAXATION SYSTEM

9. REQUIREMENT AND FEASIBILITY OF A TRANSITION PERIOD (PLANNING AND IMPLEMENTATION MEASURES)

-2-

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

10. ADMINISTRATION OF POL (SALES, DISTRIBUTION, ETC)

11. APPLICATION OF INDUSTRIAL SAFETY AND POLLUTION REGULATIONS

12 REVIEW OF US AND GOJ ASSISTANCE PROGRAMS (MAGNITUDE AND COMPOSTION OF AID PROGRAMS, BUDGET DEFICITS, ETC)

13. TREATMENT OF FOREIGN PROFESSIONALS

14. TREATMENT OF REAL ESTATE TITLES AND LEASES

(3)

-3-

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

169

総番号(TA) 25335

70年5月25日20時45分 沖縄 発
70年5月26日01時56分 本省 着

主管 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

第73号

往電第67号に関し

本25日の施政権移転小委員会の議事概要は次の通り。

1. 冒頭往電のクレーマの発言もあり当方としてはGRIの機能の内USCARの介入によって遂行されている部分につき整理されている

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

部分につき整理された
INFORMATION を求めておくことが有益なりと考えていたところ、本日の会合で別電第7件のリストを米側より提示があり、又 GRI よりは米国の責任につき日本側が今後承継することを希望する問題として

(1) PROVISIONAL ME_ASURES FOR ARIA SCHOLAR-SHIP PROGRAM

(2) POSTGRADUTE MEDICAL TRAINING PROGRAM

(3) AID IN KIND BY PL 480 の3項目を提示越した。

2. 明26日代理会議において各小委員会の審議状況の報告を行なうこととなっていることもあり、帰則と指

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

針に示されている「USCR の機能の適切なる処理」をアンブレラとし米琉双方がこの大枠の中で夫々例えば上記別電の項目を討議することが一案であることを示唆したという本日までの経過をその後代理会議にリポートすることに合意した。

3. 本小委員会においては USCR の機能面に着目したアプローチの外に種々の分野が展開するものとの了解のもとに3者で更に BRAIN EXCERCISE を続けることがのぞましいことに意見が一致しているが今後の運営につき現段階で御気付きの点あらば御指示頼らわしい。

(3)

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

227

総番号(TA) 25331　　主管
70年5月25日20時30分　沖縄　発
70年5月26日01時52分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

施政权移転小委員会

次74号 平
往電次73号別電
(以下別紙英文)

外務省

大政事外外儀官
務務次次 典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
儀賓書文会営給
国資長 参調析企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東二 北東西
米長 参北北保
中南審 参一二
欧長 参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経長 次総経国万 参資統国
経協長 参政技二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

1. PROVISION OF ADVISE AND ASSISTANCE IN THE DEVELOPMENT AND OPERATION OF EDUCATIONAL SYSTEMS (INCLUDNING UNIVERSITY EDUCATION) IN AREAS SUCH AS: SCHOOL FINANCING: DEVELOPMENT OF STANDARDS AND PROGRAMS FOR SCHOOL CONSTRUCTION AND EQUIPMENT: DEVELOPMENT OF SCHOOL LEGISLATION : TRANING OF SCHOOL ADMINISTRATORS AND TEACHERS: VOCATIONAL TRAINING: AND THIRD COUNTRY SCHOLARSHIP AND OTHER TRAINING PROGRAMS. 2. DEVELOPMENT AND IMPLEMENTATION OF MEDICAL PROGRAMS IN THE RYUKYUS, TO INCLUDE: HOSPITAL AND MEDICAL FACILITY ADMINISTRATION: NURSING SERVICE AND TRAINING: MEDICAL TREATMENT AND HEALTH SERVICE: PUBLIC HEALTH EDUCATION PROGRAM: ENVIRONMENTAL SANITATION, VETERINARY SERVICES AND PROGRAMS: AND TRAINING OF DOCTORS AND MEDICAL PERSONNEL. 3. PROVISION OF ADVICE TO THE GRI AND MUNICIPALITIES IN THE DEVELOPMENT, ADMINISTRATION AND IMPLEMENTATION OF LABOR PROGRAMS, TO INCLUDE: PROMOTOING RESPONSIBLE LABOR UNIONS, ASSISTING IN THE PROMOTION OF SOUND LABOR-MANAGEMENT RELATIONS THROUGHOUT THE ECONOMY: AND PREPARATION OF LABOR STATISTICAL REPORTS.

4. MONITORSHIP OVER AND PROVISION OF ADVICE TO THE GRI LEGAL AFFAIRS DEPARTMENT, PROCURATOR AND COURTS. 5. PROVISION OF ADVISE AND ASSISTANCE TO GRI PRISONS AND REFORMATORIES AND MUNICIPAL FIRE DEPARTMENTS. 6. PROVISION OF ADVICE AND GUIADANCE TO THE GRI REGARDING DEPORTATION AND TRANSFER OF FAMILY REGISTERS AND PERMANENT RESIDENCE INTO THE RYUKYU ISLANDS.

(3)

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　100

総番号(TA) 25522　主管
70年 月 日 19時45分　沖縄　発
70年 5月26日 23時13分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

準備委員会に関する推測記事

第76号　平(秘扱)　至急　(ゆう先処理)

1. 26日付朝日朝刊の記事に関連し。当代表事務所としては。本土記者団側の小委員会の審議状況についてのプレス。ブリーフの要求にかかわらず。現段階では一切の解説ないし発表を差しひかえており。ましてや特定のアイテムを「日本案」としてまとめて公けにしたと言うが如きことは(現段階で)考え得られざるところであり。当該記事の執ぴつ者のべんきょうのあとは認められるも。準備委の現在の作業状況との関連では。言うなれば極めてスペキュラティヴな記事であるとみなさざるを得ない。右取り急ぎ当方事情申進する。

2. なお。6月3日の代表会議に際しては。何らかの形式による記者会見を考慮すべきものと思料するも。その進め方等については。今後米。ゆう側とも打合わせるほか。時きにより本省側の指示を求めることと致したい。

(27日07:15 主管課長に連絡済)
電信課　(3)

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　205

総番号(TA) 25523　主管
70年 5月 日 19時45分　沖縄　発
70年 5月26日 23時16分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

代理会議

第77号　平(秘扱い)
往電第62号に関し
本26日の代理会議の概要次の通り。
1. ショットより各小委員会は先週以来それぞれ会合を行なっているが、それぞれ具体的な項目につき近日中に何らかの実質的合意を期待し得るや疑問もあるので場合によっては会議の延期を考慮せざるを得ず、右可否について各代理の所見を求めた。
2. 質問より現時点では特に延期を要とする理由は見当らないこと、少なくとも産業経済小委についてはタンジブルな数項目につき合意し得る公算もあり、これだけでも

外務省

一つの成果と見なされるべきこと、事立記者団のPRECOMの審議状況についての増大する関心に鑑み、代表会議はこれに対処し得る機会を提供すること、例えば共通基準の取極等問題となり得ること等につき述べたところ、セナガよりも同様の発言があった。

3. 中間的素材にてもCORDINATEした上報告に盛ることとし、既定方針通り代表会議開催の線で準備を進めることに致し、ショットより準備すべきは(イ)新聞発表文の起草、(ロ)代表会議への報告、(ハ)記者会見に対する方針決定の3点であるが、総務小委員において起草せしめることとし、28日午後までにDRAFT作成し右を各エレメントで検討の上6月1日午前中にFINALなものとすることにつき合意した。また(ハ)については会見を行なうか否か代表及び顧問共同で

行なうか、または三代表共同あるいは各政府毎に単独で行なうかは各代表または顧問の意見を徴することに決定した。

4. 午後代理会議に引続き各小委員会の審議状況につきレビューしたが、施政権小委については特に問題点を煮詰めるため早急に再会合するよう指示することとした。

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

233

総番号(TA) 26006　　主管
70年5月28日19時58分　沖縄　発　米北
70年5月29日01時17分　本省　着

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

施政权移転小委員会

第83号　平
往電第73号に関し

施政权小委は27日開催(当方賀陽、中山、佐々木、米側ウォルターズ、クレーマー、タテカワ、琉球側カキノハナ、ヤブソ)。

1. 冒頭当方よりGOJとしては前回示唆せる如く「DISPOSITION AS APPROPRIATE OF USCAR FUNCTIONS」をWING ITEMとしそのもとで民政府の諸機能のうち米側が復帰までにGRIまたはGOJにトランスファーすることを考えているカテゴリー(米案、往電第74号)を付したものを本小委員会の当面の審議のパターンとするというラインで来週の代表

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

会議に報告することが望ましいこと、GRI提出の4項目については現段階ではMUNDANEにすぎる嫌いあり、今後上記のパターンで審議を進める過程でこれらのアイテムを取上げるかどうか検討することが実際的であると述べたところ、米琉双方ともこれに同意した。

2. 当方より上記米案(6項目)は有用であるが未だ網羅的でないと述べたところ、席上クレーマーより別電第84号の4項目を追加提出越した。

3. クレーマーよりUSCARの諸機能を考察して行く場合、GRIまたはGOJにトランスファーして行く部面と機能をいわば停止する部面(USGの財政事情その他でプロジェクトを継続し得なくなり機能として消滅する部面等)の二つがあるが、これを双方共この小委員会で取上げるかどうかについては自

(2)

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

分限りのレベルでは決めかねる問題点を含んでいるので、USCAR首脳とも相談したしと述べた。

4. 上記1.のラインで6月3日の代表会議に対する代理会議の報告書の通り委員会の関係部分を取りまとめることと致したく了承願いたい。

5. なお当方より今後USCARの機能面の考察を更に進める場合、その根拠となっている関係の布令布告の問題にCOME ACROSSすることとなるべくその際は必要に応じ一つの布令毎につき米側と具体的にテークアップすることとなろうと述べたところ「クム」はかかる成行きとなるべきことに同感なりと答えた。

(3)

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

82

総番号(TA) 26008 主管
70年 5月28日 18時56分 沖縄 発
70年 5月29日 01時18分 本省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

第84号 平
往電第83号別電

1. ASSISTANCE TO THE GRI AND RYUKYUAN ENTERPRISES IN COMMERCE, AGRICULTURE, FORESTRY, FISHERIES, NATURAL RESOURCES DEVELOPMENT, MINING, AND LIVESTOCK.
2. PROVISION OF TECHNICAL GIDANCE TO INSURANCE COMPANIES.
3. PREPARATION AND IMPLEMENTATION OF LONG RANGE CONSTRUCTION PROGRAMS FOR PROVIDING ADEQUATE PUBLIC WORKS AND UTILITY SYSTEMS WITHIN THE RYUKYUS.
4. ADMINISTRATION OF CONSTRUCTION PROGRAMS COMPLETELY FUNDED BY GOJ, TO INCLUDE DESIGN AND COST REVIEW, SITE INSPECTIONS, PROGRESS AND FINAL INSPECTIONS, APPROVAL OF PAYMENTS TO CONTRACTORS.

(3)

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

742

総番号(TA) 26009　　主管
70年 5月28日19時55分　沖縄　発　米北1
70年 5月29日01時18分　本省　着

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

地位協定小委員会

第85号　至(教扱)

往電第70号に関し、

28日午前の本件小委員会諸事概要次のとおり。

1. 冒頭ミースより SOFA の条項と布令布告の対照表を作成する基本作業につき EMPIRICAL APPROACH として GOJ 側より部分的なものなりとも一案を提示してみて欲しいと述べ、わが方より検討を約した。

2. わが方より情報及び資料の交換は本小委員会の関心事となることが予想されるので、いわゆる既設の外交ルートに加えて本委員会を補助的ルートとすることの必要が生ずべしと述べたところ、ミースは米側において米側代表部と STG との関係が未だ明確になっていないので自分(ミ)は近く上京し東京の米側諸機関と協議する際、本件示唆について何らかのブレッシングを得たいと述べた。

3. 琉政側より、琉政としては小委員会に出すべき問題として10項目の案件を取りあげリストアップしているが(別電第86号)この内9項目(往電第78号で報告ずみ)を本小委員会に提案したいと説明の上、施政権の返還を関係するという「原則と指針」に基づき上記9項目を本委員会で討議して欲しい旨付言した。

(1) これに対してミースは本件提案の取扱いにつき米側の方針が決定していないわけではないが前置きの上、第1印象として

外務省

大政次官 / 事務次官 / 外務官 / 儀官 / 官房長 / 官房審議官 / 官房総務審議官 / 官房人事厚生審議官 / 官房電信課長 / 官房会計課長 / 官房文書課長 / 官房給与課長 / 国際資料課長 / 参調査企画課長 / 領事移住課長 / 参領事移住課長 / アジア局長 / 参地域政策課長 / 中東第一課長 / 中東第二課長 / 北米局長 / 参北米第一課 / 参北米第二課 / 参北米保障課 / 南西諸島課長 / 参南西諸島課 / 欧亜局長 / 参欧亜第一課 / 参欧亜第二課 / 参欧亜第三課 / 参欧亜第四課 / 参欧亜第五課 / 参欧亜第六課 / 参欧亜第七課 / 参欧亜第八課 / 参欧亜第九課 / 参欧亜第十課 / 参欧亜第十一課 / 参欧亜第十二課 / 参欧亜第十三課 / 参欧亜第十四課 / 参欧亜第十五課 / 参欧亜第十六課 / 参欧亜第十七課 / 参欧亜第十八課 / 参欧亜第十九課 / 参欧亜第二十課 / 参欧亜第二十一課 / 参欧亜第二十二課 / 参欧亜第二十三課 / 参欧亜第二十四課 / 参欧亜第二十五課 / 参欧亜第二十六課 / 参欧亜第二十七課 / 参欧亜第二十八課 / 参欧亜第二十九課 / 参欧亜第三十課 / 参欧亜第三十一課 / 参欧亜第三十二課 / 参欧亜第三十三課 / 参欧亜第三十四課 / 参欧亜第三十五課 / 参欧亜第三十六課 / 参欧亜第三十七課 / 参欧亜第三十八課 / 参欧亜第三十九課 / 参欧亜第四十課 / 参欧亜第四十一課 / 参欧亜第四十二課 / 参欧亜第四十三課 / 参欧亜第四十四課 / 参欧亜第四十五課 / 参欧亜第四十六課 / 参欧亜第四十七課 / 参欧亜第四十八課 / 参欧亜第四十九課 / 参欧亜第五十課 / 参欧亜第五十一課 / 参欧亜第五十二課 / 参欧亜第五十三課 / 参欧亜第五十四課 / 参欧亜第五十五課 / 参欧亜第五十六課 / 参欧亜第五十七課 / 参欧亜第五十八課 / 参欧亜第五十九課 / 参欧亜第六十課 / 参欧亜第六十一課 / 参欧亜第六十二課 / 参欧亜第六十三課 / 参欧亜第六十四課 / 参欧亜第六十五課 / 参欧亜第六十六課 / 参欧亜第六十七課 / 参欧亜第六十八課 / 参欧亜第六十九課 / 参欧亜第七十課 / 参欧亜第七十一課 / 参欧亜第七十二課 / 参欧亜第七十三課 / 参欧亜第七十四課 / 参欧亜第七十五課 / 参欧亜第七十六課 / 参欧亜第七十七課 / 参欧亜第七十八課 / 参欧亜第七十九課 / 参欧亜第八十課 / 参欧亜第八十一課 / 参欧亜第八十二課 / 参欧亜第八十三課 / 参欧亜第八十四課 / 参欧亜第八十五課 / 参欧亜第八十六課 / 参欧亜第八十七課 / 参欧亜第八十八課 / 参欧亜第八十九課 / 参欧亜第九十課 / 参欧亜第九十一課 / 参欧亜第九十二課 / 参欧亜第九十三課 / 参欧亜第九十四課 / 参欧亜第九十五課 / 参欧亜第九十六課 / 参欧亜第九十七課 / 参欧亜第九十八課 / 参欧亜第九十九課 / 参欧亜第百課 / 参欧亜第百一課 / 参欧亜第百二課 / 参欧亜第百三課 / 参欧亜第百四課 / 参欧亜第百五課 / 参欧亜第百六課 / 参欧亜第百七課 / 参欧亜第百八課 / 参欧亜第百九課 / 参欧亜第百十課 / 参欧亜第百十一課 / 参欧亜第百十二課 / 参欧亜第百十三課 / 参欧亜第百十四課 / 参欧亜第百十五課 / 参欧亜第百十六課 / 参欧亜第百十七課 / 参欧亜第百十八課 / 参欧亜第百十九課 / 参欧亜第百二十課 / 参欧亜第百二十一課 / 参欧亜第百二十二課 / 参欧亜第百二十三課 / 参欧亜第百二十四課 / 参欧亜第百二十五課 / 参欧亜第百二十六課 / 参欧亜第百二十七課 / 参欧亜第百二十八課 / 参欧亜第百二十九課 / 参欧亜第百三十課 / 参欧亜第百三十一課 / 参欧亜第百三十二課 / 参欧亜第百三十三課 / 参欧亜第百三十四課 / 参欧亜第百三十五課 / 参欧亜第百三十六課 / 参欧亜第百三十七課 / 参欧亜第百三十八課 / 参欧亜第百三十九課 / 参欧亜第百四十課 / 参欧亜第百四十一課 / 参欧亜第百四十二課 / 参欧亜第百四十三課 / 参欧亜第百四十四課 / 参欧亜第百四十五課 / 参欧亜第百四十六課 / 参欧亜第百四十七課 / 参欧亜第百四十八課 / 参欧亜第百四十九課 / 参欧亜第百五十課 / 参欧亜第百五十一課 / 参欧亜第百五十二課 / 参欧亜第百五十三課 / 参欧亜第百五十四課 / 参欧亜第百五十五課 / 参欧亜第百五十六課 / 参欧亜第百五十七課 / 参欧亜第百五十八課 / 参欧亜第百五十九課 / 参欧亜第百六十課 / 参欧亜第百六十一課 / 参欧亜第百六十二課 / 参欧亜第百六十三課 / 参欧亜第百六十四課 / 参欧亜第百六十五課 / 参欧亜第百六十六課 / 参欧亜第百六十七課 / 参欧亜第百六十八課 / 参欧亜第百六十九課 / 参欧亜第百七十課 / 参欧亜第百七十一課 / 参欧亜第百七十二課 / 参欧亜第百七十三課 / 参欧亜第百七十四課 / 参欧亜第百七十五課 / 参欧亜第百七十六課 / 参欧亜第百七十七課 / 参欧亜第百七十八課 / 参欧亜第百七十九課 / 参欧亜第百八十課 / 参欧亜第百八十一課 / 参欧亜第百八十二課 / 参欧亜第百八十三課 / 参欧亜第百八十四課 / 参欧亜第百八十五課 / 参欧亜第百八十六課 / 参欧亜第百八十七課 / 参欧亜第百八十八課 / 参欧亜第百八十九課 / 参欧亜第百九十課 / 参欧亜第百九十一課 / 参欧亜第百九十二課 / 参欧亜第百九十三課 / 参欧亜第百九十四課 / 参欧亜第百九十五課 / 参欧亜第百九十六課 / 参欧亜第百九十七課 / 参欧亜第百九十八課 / 参欧亜第百九十九課 / 参欧亜第二百課 / 参欧亜第二百一課 / 参欧亜第二百二課 / 参欧亜第二百三課 / 参欧亜第二百四課 / 参欧亜第二百五課 / 参欧亜第二百六課 / 参欧亜第二百七課 / 参欧亜第二百八課 / 参欧亜第二百九課 / 参欧亜第二百十課 / 参欧亜第二百十一課 / 参欧亜第二百十二課 / 参欧亜第二百十三課 / 参欧亜第二百十四課 / 参欧亜第二百十五課 / 参欧亜第二百十六課 / 参欧亜第二百十七課 / 参欧亜第二百十八課 / 参欧亜第二百十九課 / 参欧亜第二百二十課 / 参欧亜第二百二十一課 / 参欧亜第二百二十二課 / 参欧亜第二百二十三課 / 参欧亜第二百二十四課 / 参欧亜第二百二十五課 / 参欧亜第二百二十六課 / 参欧亜第二百二十七課 / 参欧亜第二百二十八課 / 参欧亜第二百二十九課 / 参欧亜第二百三十課 / 参欧亜第二百三十一課 / 参欧亜第二百三十二課 / 参欧亜第二百三十三課 / 参欧亜第二百三十四課 / 参欧亜第二百三十五課 / 参欧亜第二百三十六課 / 参欧亜第二百三十七課 / 参欧亜第二百三十八課 / 参欧亜第二百三十九課 / 参欧亜第二百四十課 / 参欧亜第二百四十一課 / 参欧亜第二百四十二課 / 参欧亜第二百四十三課 / 参欧亜第二百四十四課 / 参欧亜第二百四十五課 / 参欧亜第二百四十六課 / 参欧亜第二百四十七課 / 参欧亜第二百四十八課 / 参欧亜第二百四十九課 / 参欧亜第二百五十課 / 参欧亜第二百五十一課 / 参欧亜第二百五十二課 / 参欧亜第二百五十三課 / 参欧亜第二百五十四課 / 参欧亜第二百五十五課 / 参欧亜第二百五十六課 / 参欧亜第二百五十七課 / 参欧亜第二百五十八課 / 参欧亜第二百五十九課 / 参欧亜第二百六十課 / 参欧亜第二百六十一課 / 参欧亜第二百六十二課 / 参欧亜第二百六十三課 / 参欧亜第二百六十四課 / 参欧亜第二百六十五課 / 参欧亜第二百六十六課 / 参欧亜第二百六十七課 / 参欧亜第二百六十八課 / 参欧亜第二百六十九課 / 参欧亜第二百七十課 / 参欧亜第二百七十一課 / 参欧亜第二百七十二課 / 参欧亜第二百七十三課 / 参欧亜第二百七十四課 / 参欧亜第二百七十五課 / 参欧亜第二百七十六課 / 参欧亜第二百七十七課 / 参欧亜第二百七十八課 / 参欧亜第二百七十九課 / 参欧亜第二百八十課 / 参欧亜第二百八十一課 / 参欧亜第二百八十二課 / 参欧亜第二百八十三課 / 参欧亜第二百八十四課 / 参欧亜第二百八十五課 / 参欧亜第二百八十六課 / 参欧亜第二百八十七課 / 参欧亜第二百八十八課 / 参欧亜第二百八十九課 / 参欧亜第二百九十課 / 参欧亜第二百九十一課 / 参欧亜第二百九十二課 / 参欧亜第二百九十三課 / 参欧亜第二百九十四課 / 参欧亜第二百九十五課 / 参欧亜第二百九十六課 / 参欧亜第二百九十七課 / 参欧亜第二百九十八課 / 参欧亜第二百九十九課 / 参欧亜第三百課 / 参欧亜第三百一課 / 参欧亜第三百二課 / 参欧亜第三百三課 / 参欧亜第三百四課 / 参欧亜第三百五課 / 参欧亜第三百六課 / 参欧亜第三百七課 / 参欧亜第三百八課 / 参欧亜第三百九課 / 参欧亜第三百十課 / 参欧亜第三百十一課 / 参欧亜第三百十二課 / 参欧亜第三百十三課 / 参欧亜第三百十四課 / 参欧亜第三百十五課 / 参欧亜第三百十六課 / 参欧亜第三百十七課 / 参欧亜第三百十八課 / 参欧亜第三百十九課 / 参欧亜第三百二十課 / 参欧亜第三百二十一課 / 参欧亜第三百二十二課 / 参欧亜第三百二十三課 / 参欧亜第三百二十四課 / 参欧亜第三百二十五課 / 参欧亜第三百二十六課 / 参欧亜第三百二十七課 / 参欧亜第三百二十八課 / 参欧亜第三百二十九課 / 参欧亜第三百三十課 / 参欧亜第三百三十一課 / 参欧亜第三百三十二課 / 参欧亜第三百三十三課 / 参欧亜第三百三十四課 / 参欧亜第三百三十五課 / 参欧亜第三百三十六課 / 参欧亜第三百三十七課 / 参欧亜第三百三十八課 / 参欧亜第三百三十九課 / 参欧亜第三百四十課 / 参欧亜第三百四十一課 / 参欧亜第三百四十二課 / 参欧亜第三百四十三課 / 参欧亜第三百四十四課 / 参欧亜第三百四十五課 / 参欧亜第三百四十六課 / 参欧亜第三百四十七課 / 参欧亜第三百四十八課 / 参欧亜第三百四十九課 / 参欧亜第三百五十課 / 参欧亜第三百五十一課 / 参欧亜第三百五十二課 / 参欧亜第三百五十三課 / 参欧亜第三百五十四課 / 参欧亜第三百五十五課 / 参欧亜第三百五十六課 / 参欧亜第三百五十七課 / 参欧亜第三百五十八課 / 参欧亜第三百五十九課 / 参欧亜第三百六十課 / 参欧亜第三百六十一課 / 参欧亜第三百六十二課 / 参欧亜第三百六十三課 / 参欧亜第三百六十四課 / 参欧亜第三百六十五課 / 参欧亜第三百六十六課 / 参欧亜第三百六十七課 / 参欧亜第三百六十八課 / 参欧亜第三百六十九課 / 参欧亜第三百七十課 / 参欧亜第三百七十一課 / 参欧亜第三百七十二課 / 参欧亜第三百七十三課 / 参欧亜第三百七十四課 / 参欧亜第三百七十五課 / 参欧亜第三百七十六課 / 参欧亜第三百七十七課 / 参欧亜第三百七十八課 / 参欧亜第三百七十九課 / 参欧亜第三百八十課 / 参欧亜第三百八十一課 / 参欧亜第三百八十二課 / 参欧亜第三百八十三課 / 参欧亜第三百八十四課 / 参欧亜第三百八十五課 / 参欧亜第三百八十六課 / 参欧亜第三百八十七課 / 参欧亜第三百八十八課 / 参欧亜第三百八十九課 / 参欧亜第三百九十課 / 参欧亜第三百九十一課 / 参欧亜第三百九十二課 / 参欧亜第三百九十三課 / 参欧亜第三百九十四課 / 参欧亜第三百九十五課 / 参欧亜第三百九十六課 / 参欧亜第三百九十七課 / 参欧亜第三百九十八課 / 参欧亜第三百九十九課 / 参欧亜第四百課 / 参欧亜第四百一課 / 参欧亜第四百二課 / 参欧亜第四百三課 / 参欧亜第四百四課 / 参欧亜第四百五課 / 参欧亜第四百六課 / 参欧亜第四百七課 / 参欧亜第四百八課 / 参欧亜第四百九課 / 参欧亜第四百十課 / 参欧亜第四百十一課 / 参欧亜第四百十二課 / 参欧亜第四百十三課 / 参欧亜第四百十四課 / 参欧亜第四百十五課 / 参欧亜第四百十六課 / 参欧亜第四百十七課 / 参欧亜第四百十八課 / 参欧亜第四百十九課 / 参欧亜第四百二十課 / 参欧亜第四百二十一課 / 参欧亜第四百二十二課 / 参欧亜第四百二十三課 / 参欧亜第四百二十四課 / 参欧亜第四百二十五課 / 参欧亜第四百二十六課 / 参欧亜第四百二十七課 / 参欧亜第四百二十八課 / 参欧亜第四百二十九課 / 参欧亜第四百三十課 / 参欧亜第四百三十一課 / 参欧亜第四百三十二課 / 参欧亜第四百三十三課 / 参欧亜第四百三十四課 / 参欧亜第四百三十五課 / 参欧亜第四百三十六課 / 参欧亜第四百三十七課 / 参欧亜第四百三十八課 / 参欧亜第四百三十九課 / 参欧亜第四百四十課 / 参欧亜第四百四十一課 / 参欧亜第四百四十二課 / 参欧亜第四百四十三課 / 参欧亜第四百四十四課 / 参欧亜第四百四十五課 / 参欧亜第四百四十六課 / 参欧亜第四百四十七課 / 参欧亜第四百四十八課 / 参欧亜第四百四十九課 / 参欧亜第四百五十課 / 参欧亜第四百五十一課 / 参欧亜第四百五十二課 / 参欧亜第四百五十三課 / 参欧亜第四百五十四課 / 参欧亜第四百五十五課 / 参欧亜第四百五十六課 / 参欧亜第四百五十七課 / 参欧亜第四百五十八課 / 参欧亜第四百五十九課 / 参欧亜第四百六十課 / 参欧亜第四百六十一課 / 参欧亜第四百六十二課 / 参欧亜第四百六十三課 / 参欧亜第四百六十四課 / 参欧亜第四百六十五課 / 参欧亜第四百六十六課 / 参欧亜第四百六十七課 / 参欧亜第四百六十八課 / 参欧亜第四百六十九課 / 参欧亜第四百七十課 / 参欧亜第四百七十一課 / 参欧亜第四百七十二課 / 参欧亜第四百七十三課 / 参欧亜第四百七十四課 / 参欧亜第四百七十五課 / 参欧亜第四百七十六課 / 参欧亜第四百七十七課 / 参欧亜第四百七十八課 / 参欧亜第四百七十九課 / 参欧亜第四百八十課 / 参欧亜第四百八十一課 / 参欧亜第四百八十二課 / 参欧亜第四百八十三課 / 参欧亜第四百八十四課 / 参欧亜第四百八十五課 / 参欧亜第四百八十六課 / 参欧亜第四百八十七課 / 参欧亜第四百八十八課 / 参欧亜第四百八十九課 / 参欧亜第四百九十課 / 参欧亜第四百九十一課 / 参欧亜第四百九十二課 / 参欧亜第四百九十三課 / 参欧亜第四百九十四課 / 参欧亜第四百九十五課 / 参欧亜第四百九十六課 / 参欧亜第四百九十七課 / 参欧亜第四百九十八課 / 参欧亜第四百九十九課 / 参欧亜第五百課 / 参欧亜第五百一課 / 参欧亜第五百二課 / 参欧亜第五百三課 / 参欧亜第五百四課 / 参欧亜第五百五課 / 参欧亜第五百六課 / 参欧亜第五百七課 / 参欧亜第五百八課 / 参欧亜第五百九課 / 参欧亜第五百十課 / 参欧亜第五百十一課 / 参欧亜第五百十二課 / 参欧亜第五百十三課 / 参欧亜第五百十四課 / 参欧亜第五百十五課 / 参欧亜第五百十六課 / 参欧亜第五百十七課 / 参欧亜第五百十八課 / 参欧亜第五百十九課 / 参欧亜第五百二十課 / 参欧亜第五百二十一課 / 参欧亜第五百二十二課 / 参欧亜第五百二十三課 / 参欧亜第五百二十四課 / 参欧亜第五百二十五課 / 参欧亜第五百二十六課 / 参欧亜第五百二十七課 / 参欧亜第五百二十八課 / 参欧亜第五百二十九課 / 参欧亜第五百三十課 / 参欧亜第五百三十一課 / 参欧亜第五百三十二課 / 参欧亜第五百三十三課 / 参欧亜第五百三十四課 / 参欧亜第五百三十五課 / 参欧亜第五百三十六課 / 参欧亜第五百三十七課 / 参欧亜第五百三十八課 / 参欧亜第五百三十九課 / 参欧亜第五百四十課 / 参欧亜第五百四十一課 / 参欧亜第五百四十二課 / 参欧亜第五百四十三課 / 参欧亜第五百四十四課 / 参欧亜第五百四十五課 / 参欧亜第五百四十六課 / 参欧亜第五百四十七課 / 参欧亜第五百四十八課 / 参欧亜第五百四十九課 / 参欧亜第五百五十課 / 参欧亜第五百五十一課 / 参欧亜第五百五十二課 / 参欧亜第五百五十三課 / 参欧亜第五百五十四課 / 参欧亜第五百五十五課 / 参欧亜第五百五十六課 / 参欧亜第五百五十七課 / 参欧亜第五百五十八課 / 参欧亜第五百五十九課 / 参欧亜第五百六十課 / 参欧亜第五百六十一課 / 参欧亜第五百六十二課 / 参欧亜第五百六十三課 / 参欧亜第五百六十四課 / 参欧亜第五百六十五課 / 参欧亜第五百六十六課 / 参欧亜第五百六十七課 / 参欧亜第五百六十八課 / 参欧亜第五百六十九課 / 参欧亜第五百七十課 / 参欧亜第五百七十一課 / 参欧亜第五百七十二課 / 参欧亜第五百七十三課 / 参欧亜第五百七十四課 / 参欧亜第五百七十五課 / 参欧亜第五百七十六課 / 参欧亜第五百七十七課 / 参欧亜第五百七十八課 / 参欧亜第五百七十九課 / 参欧亜第五百八十課 / 参欧亜第五百八十一課 / 参欧亜第五百八十二課 / 参欧亜第五百八十三課 / 参欧亜第五百八十四課 / 参欧亜第五百八十五課 / 参欧亜第五百八十六課 / 参欧亜第五百八十七課 / 参欧亜第五百八十八課 / 参欧亜第五百八十九課 / 参欧亜第五百九十課 / 参欧亜第五百九十一課 / 参欧亜第五百九十二課 / 参欧亜第五百九十三課 / 参欧亜第五百九十四課 / 参欧亜第五百九十五課 / 参欧亜第五百九十六課 / 参欧亜第五百九十七課 / 参欧亜第五百九十八課 / 参欧亜第五百九十九課 / 参欧亜第六百課 / 参欧亜第六百一課 / 参欧亜第六百二課 / 参欧亜第六百三課 / 参欧亜第六百四課 / 参欧亜第六百五課 / 参欧亜第六百六課 / 参欧亜第六百七課 / 参欧亜第六百八課 / 参欧亜第六百九課 / 参欧亜第六百十課 / 参欧亜第六百十一課 / 参欧亜第六百十二課 / 参欧亜第六百十三課 / 参欧亜第六百十四課 / 参欧亜第六百十五課 / 参欧亜第六百十六課 / 参欧亜第六百十七課 / 参欧亜第六百十八課 / 参欧亜第六百十九課 / 参欧亜第六百二十課 / 参欧亜第六百二十一課 / 参欧亜第六百二十二課 / 参欧亜第六百二十三課 / 参欧亜第六百二十四課 / 参欧亜第六百二十五課 / 参欧亜第六百二十六課 / 参欧亜第六百二十七課 / 参欧亜第六百二十八課 / 参欧亜第六百二十九課 / 参欧亜第六百三十課 / 参欧亜第六百三十一課 / 参欧亜第六百三十二課 / 参欧亜第六百三十三課 / 参欧亜第六百三十四課 / 参欧亜第六百三十五課 / 参欧亜第六百三十六課 / 参欧亜第六百三十七課 / 参欧亜第六百三十八課 / 参欧亜第六百三十九課 / 参欧亜第六百四十課 / 参欧亜第六百四十一課 / 参欧亜第六百四十二課 / 参欧亜第六百四十三課 / 参欧亜第六百四十四課 / 参欧亜第六百四十五課 / 参欧亜第六百四十六課 / 参欧亜第六百四十七課 / 参欧亜第六百四十八課 / 参欧亜第六百四十九課 / 参欧亜第六百五十課 / 参欧亜第六百五十一課 / 参欧亜第六百五十二課 / 参欧亜第六百五十三課 / 参欧亜第六百五十四課 / 参欧亜第六百五十五課 / 参欧亜第六百五十六課 / 参欧亜第六百五十七課 / 参欧亜第六百五十八課 / 参欧亜第六百五十九課 / 参欧亜第六百六十課 / 参欧亜第六百六十一課 / 参欧亜第六百六十二課 / 参欧亜第六百六十三課 / 参欧亜第六百六十四課 / 参欧亜第六百六十五課 / 参欧亜第六百六十六課 / 参欧亜第六百六十七課 / 参欧亜第六百六十八課 / 参欧亜第六百六十九課 / 参欧亜第六百七十課 / 参欧亜第六百七十一課 / 参欧亜第六百七十二課 / 参欧亜第六百七十三課 / 参欧亜第六百七十四課 / 参欧亜第六百七十五課 / 参欧亜第六百七十六課 / 参欧亜第六百七十七課 / 参欧亜第六百七十八課 / 参欧亜第六百七十九課 / 参欧亜第六百八十課 / 参欧亜第六百八十一課 / 参欧亜第六百八十二課 / 参欧亜第六百八十三課 / 参欧亜第六百八十四課 / 参欧亜第六百八十五課 / 参欧亜第六百八十六課 / 参欧亜第六百八十七課 / 参欧亜第六百八十八課 / 参欧亜第六百八十九課 / 参欧亜第六百九十課 / 参欧亜第六百九十一課 / 参欧亜第六百九十二課 / 参欧亜第六百九十三課 / 参欧亜第六百九十四課 / 参欧亜第六百九十五課 / 参欧亜第六百九十六課 / 参欧亜第六百九十七課 / 参欧亜第六百九十八課 / 参欧亜第六百九十九課 / 参欧亜第七百課 / 参欧亜第七百一課 / 参欧亜第七百二課 / 参欧亜第七百三課 / 参欧亜第七百四課 / 参欧亜第七百五課 / 参欧亜第七百六課 / 参欧亜第七百七課 / 参欧亜第七百八課 / 参欧亜第七百九課 / 参欧亜第七百十課 / 参欧亜第七百十一課 / 参欧亜第七百十二課 / 参欧亜第七百十三課 / 参欧亜第七百十四課 / 参欧亜第七百十五課 / 参欧亜第七百十六課 / 参欧亜第七百十七課 / 参欧亜第七百十八課 / 参欧亜第七百十九課 / 参欧亜第七百二十課 / 参欧亜第七百二十一課 / 参欧亜第七百二十二課 / 参欧亜第七百二十三課 / 参欧亜第七百二十四課 / 参欧亜第七百二十五課 / 参欧亜第七百二十六課 / 参欧亜第七百二十七課 / 参欧亜第七百二十八課 / 参欧亜第七百二十九課 / 参欧亜第七百三十課 / 参欧亜第七百三十一課 / 参欧亜第七百三十二課 / 参欧亜第七百三十三課 / 参欧亜第七百三十四課 / 参欧亜第七百三十五課 / 参欧亜第七百三十六課 / 参欧亜第七百三十七課 / 参欧亜第七百三十八課 / 参欧亜第七百三十九課 / 参欧亜第七百四十課 / 参欧亜第七百四十一課 / 参欧亜第七百四十二課 / 参欧亜第七百四十三課 / 参欧亜第七百四十四課 / 参欧亜第七百四十五課 / 参欧亜第七百四十六課 / 参欧亜第七百四十七課 / 参欧亜第七百四十八課 / 参欧亜第七百四十九課 / 参欧亜第七百五十課 / 参欧亜第七百五十一課 / 参欧亜第七百五十二課 / 参欧亜第七百五十三課 / 参欧亜第七百五十四課 / 参欧亜第七百五十五課 / 参欧亜第七百五十六課 / 参欧亜第七百五十七課 / 参欧亜第七百五十八課 / 参欧亜第七百五十九課 / 参欧亜第七百六十課 / 参欧亜第七百六十一課 / 参欧亜第七百六十二課 / 参欧亜第七百六十三課 / 参欧亜第七百六十四課 / 参欧亜第七百六十五課 / 参欧亜第七百六十六課 / 参欧亜第七百六十七課 / 参欧亜第七百六十八課 / 参欧亜第七百六十九課 / 参欧亜第七百七十課 / 参欧亜第七百七十一課 / 参欧亜第七百七十二課 / 参欧亜第七百七十三課 / 参欧亜第七百七十四課 / 参欧亜第七百七十五課 / 参欧亜第七百七十六課 / 参欧亜第七百七十七課 / 参欧亜第七百七十八課 / 参欧亜第七百七十九課 / 参欧亜第七百八十課 / 参欧亜第七百八十一課 / 参欧亜第七百八十二課 / 参欧亜第七百八十三課 / 参欧亜第七百八十四課 / 参欧亜第七百八十五課 / 参欧亜第七百八十六課 / 参欧亜第七百八十七課 / 参欧亜第七百八十八課 / 参欧亜第七百八十九課 / 参欧亜第七百九十課 / 参欧亜第七百九十一課 / 参欧亜第七百九十二課 / 参欧亜第七百九十三課 / 参欧亜第七百九十四課 / 参欧亜第七百九十五課 / 参欧亜第七百九十六課 / 参欧亜第七百九十七課 / 参欧亜第七百九十八課 / 参欧亜第七百九十九課 / 参欧亜第八百課 / 参欧亜第八百一課 / 参欧亜第八百二課 / 参欧亜第八百三課 / 参欧亜第八百四課 / 参欧亜第八百五課 / 参欧亜第八百六課 / 参欧亜第八百七課 / 参欧亜第八百八課 / 参欧亜第八百九課 / 参欧亜第八百十課 / 参欧亜第八百十一課 / 参欧亜第八百十二課 / 参欧亜第八百十三課 / 参欧亜第八百十四課 / 参欧亜第八百十五課 / 参欧亜第八百十六課 / 参欧亜第八百十七課 / 参欧亜第八百十八課 / 参欧亜第八百十九課 / 参欧亜第八百二十課 / 参欧亜第八百二十一課 / 参欧亜第八百二十二課 / 参欧亜第八百二十三課 / 参欧亜第八百二十四課 / 参欧亜第八百二十五課 / 参欧亜第八百二十六課 / 参欧亜第八百二十七課 / 参欧亜第八百二十八課 / 参欧亜第八百二十九課 / 参欧亜第八百三十課 / 参欧亜第八百三十一課 / 参欧亜第八百三十二課 / 参欧亜第八百三十三課 / 参欧亜第八百三十四課 / 参欧亜第八百三十五課 / 参欧亜第八百三十六課 / 参欧亜第八百三十七課 / 参欧亜第八百三十八課 / 参欧亜第八百三十九課 / 参欧亜第八百四十課 / 参欧亜第八百四十一課 / 参欧亜第八百四十二課 / 参欧亜第八百四十三課 / 参欧亜第八百四十四課 / 参欧亜第八百四十五課 / 参欧亜第八百四十六課 / 参欧亜第八百四十七課 / 参欧亜第八百四十八課 / 参欧亜第八百四十九課 / 参欧亜第八百五十課 / 参欧亜第八百五十一課 / 参欧亜第八百五十二課 / 参欧亜第八百五十三課 / 参欧亜第八百五十四課 / 参欧亜第八百五十五課 / 参欧亜第八百五十六課 / 参欧亜第八百五十七課 / 参欧亜第八百五十八課 / 参欧亜第八百五十九課 / 参欧亜第八百六十課 / 参欧亜第八百六十一課 / 参欧亜第八百六十二課 / 参欧亜第八百六十三課 / 参欧亜第八百六十四課 / 参欧亜第八百六十五課 / 参欧亜第八百六十六課 / 参欧亜第八百六十七課 / 参欧亜第八百六十八課 / 参欧亜第八百六十九課 / 参欧亜第八百七十課 / 参欧亜第八百七十一課 / 参欧亜第八百七十二課 / 参欧亜第八百七十三課 / 参欧亜第八百七十四課 / 参欧亜第八百七十五課 / 参欧亜第八百七十六課 / 参欧亜第八百七十七課 / 参欧亜第八百七十八課 / 参欧亜第八百七十九課 / 参欧亜第八百八十課 / 参欧亜第八百八十一課 / 参欧亜第八百八十二課 / 参欧亜第八百八十三課 / 参欧亜第八百八十四課 / 参欧亜第八百八十五課 / 参欧亜第八百八十六課 / 参欧亜第八百八十七課 / 参欧亜第八百八十八課 / 参欧亜第八百八十九課 / 参欧亜第八百九十課 / 参欧亜第八百九十一課 / 参欧亜第八百九十二課 / 参欧亜第八百九十三課 / 参欧亜第八百九十四課 / 参欧亜第八百九十五課 / 参欧亜第八百九十六課 / 参欧亜第八百九十七課 / 参欧亜第八百九十八課 / 参欧亜第八百九十九課 / 参欧亜第九百課 / 参欧亜第九百一課 / 参欧亜第九百二課 / 参欧亜第九百三課 / 参欧亜第九百四課 / 参欧亜第九百五課 / 参欧亜第九百六課 / 参欧亜第九百七課 / 参欧亜第九百八課 / 参欧亜第九百九課 / 参欧亜第九百十課 / 参欧亜第九百十一課 / 参欧亜第九百十二課 / 参欧亜第九百十三課 / 参欧亜第九百十四課 / 参欧亜第九百十五課 / 参欧亜第九百十六課 / 参欧亜第九百十七課 / 参欧亜第九百十八課 / 参欧亜第九百十九課 / 参欧亜第九百二十課 / 参欧亜第九百二十一課 / 参欧亜第九百二十二課 / 参欧亜第九百二十三課 / 参欧亜第九百二十四課 / 参欧亜第九百二十五課 / 参欧亜第九百二十六課 / 参欧亜第九百二十七課 / 参欧亜第九百二十八課 / 参欧亜第九百二十九課 / 参欧亜第九百三十課 / 参欧亜第九百三十一課 / 参欧亜第九百三十二課 / 参欧亜第九百三十三課 / 参欧亜第九百三十四課 / 参欧亜第九百三十五課 / 参欧亜第九百三十六課 / 参欧亜第九百三十七課 / 参欧亜第九百三十八課 / 参欧亜第九百三十九課 / 参欧亜第九百四十課 / 参欧亜第九百四十一課 / 参欧亜第九百四十二課 / 参欧亜第九百四十三課 / 参欧亜第九百四十四課 / 参欧亜第九百四十五課 / 参欧亜第九百四十六課 / 参欧亜第九百四十七課 / 参欧亜第九百四十八課 / 参欧亜第九百四十九課 / 参欧亜第九百五十課 / 参欧亜第九百五十一課 / 参欧亜第九百五十二課 / 参欧亜第九百五十三課 / 参欧亜第九百五十四課 / 参欧亜第九百五十五課 / 参欧亜第九百五十六課 / 参欧亜第九百五十七課 / 参欧亜第九百五十八課 / 参欧亜第九百五十九課 / 参欧亜第九百六十課 / 参欧亜第九百六十一課 / 参欧亜第九百六十二課 / 参欧亜第九百六十三課 / 参欧亜第九百六十四課 / 参欧亜第九百六十五課 / 参欧亜第九百六十六課 / 参欧亜第九百六十七課 / 参欧亜第九百六十八課 / 参欧亜第九百六十九課 / 参欧亜第九百七十課 / 参欧亜第九百七十一課 / 参欧亜第九百七十二課 / 参欧亜第九百七十三課 / 参欧亜第九百七十四課 / 参欧亜第九百七十五課 / 参欧亜第九百七十六課 / 参欧亜第九百七十七課 / 参欧亜第九百七十八課 / 参欧亜第九百七十九課 / 参欧亜第九百八十課 / 参欧亜第九百八十一課 / 参欧亜第九百八十二課 / 参欧亜第九百八十三課 / 参欧亜第九百八十四課 / 参欧亜第九百八十五課 / 参欧亜第九百八十六課 / 参欧亜第九百八十七課 / 参欧亜第九百八十八課 / 参欧亜第九百八十九課 / 参欧亜第九百九十課 / 参欧亜第九百九十一課 / 参欧亜第九百九十二課 / 参欧亜第九百九十三課 / 参欧亜第九百九十四課 / 参欧亜第九百九十五課 / 参欧亜第九百九十六課 / 参欧亜第九百九十七課 / 参欧亜第九百九十八課 / 参欧亜第九百九十九課 / 参欧亜第千課 / 参欧亜第千一課 / 参欧亜第千二課 / 参欧亜第千三課 / 参欧亜第千四課 / 参欧亜第千五課 / 参欧亜第千六課 / 参欧亜第千七課 / 参欧亜第千八課 / 参欧亜第千九課 / 参欧亜第千十課 / 参欧亜第千十一課 / 参欧亜第千十二課 / 参欧亜第千十三課 / 参欧亜第千十四課 / 参欧亜第千十五課 / 参欧亜第千十六課 / 参欧亜第千十七課 / 参欧亜第千十八課 / 参欧亜第千十九課 / 参欧亜第千二十課 / 参欧亜第千二十一課 / 参欧亜第千二十二課 / 参欧亜第千二十三課 / 参欧亜第千二十四課 / 参欧亜第千二十五課 / 参欧亜第千二十六課 / 参欧亜第千二十七課 / 参欧亜第千二十八課 / 参欧亜第千二十九課 / 参欧亜第千三十課 / 参欧亜第千三十一課 / 参欧亜第千三十二課 / 参欧亜第千三十三課 / 参欧亜第千三十四課 / 参欧亜第千三十五課 / 参欧亜第千三十六課 / 参欧亜第千三十七課 / 参欧亜第千三十八課 / 参欧亜第千三十九課 / 参欧亜第千四十課 / 参欧亜第千四十一課 / 参欧亜第千四十二課 / 参欧亜第千四十三課 / 参欧亜第千四十四課 / 参欧亜第千四十五課 / 参欧亜第千四十六課 / 参欧亜第千四十七課 / 参欧亜第千四十八課 / 参欧亜第千四十九課 / 参欧亜第千五十課 / 参欧亜第千五十一課 / 参欧亜第千五十二課 / 参欧亜第千五十三課 / 参欧亜第千五十四課 / 参欧亜第千五十五課 / 参欧亜第千五十六課 / 参欧亜第千五十七課 / 参欧亜第千五十八課 / 参欧亜第千五十九課 /

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

て、復元補償と人的物的抱害補償の問題は請求权という大きな枠内で一本に絞られる問題であること、又本件はむしろ日米間の外交ルートで方針が決った後、必要に応じて当地で討議することが妥当であり、本件につき小委員会が今から最終的な決定を下すことは出来ない旨述べた。

(2) わが方より雇用問題は現在取りあえず日米間の外交ルートにより折衝が行なわれているので、その進展を勘案すべきこと、また道路交通法については少くとも直接にはSOFAとの関連にはなじまないものであること、復元補償等については GRI側にとって関係者の関心事として等閑に付し得ない問題であることは諒察し得るも、SOFAとの関連では本側が如何なるファッションで問題にSEIZEするに到る

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

かは今からプレジュディスしえざる問題であること等を取りあえずコメントしておいた。

4. なお、本小委員会の次回会合はミーズ帰沖後の6月8日(月)午前行なうこととし、代表会議に対する代理報告書には「SOFAの適用を容易ならしめるため必要な現地作業についての問題点の検討を開始した」という如きラインの簡潔な言及に止めることに合意した。

5. ミーズは後刻当方に対しSOFA条項と布令等の対照表について、米側が作成につき正式に合意したと見做されることは早計であると述べ、米側の現段階におけるリサーベーションにつき特にリマインドした経緯があるので、念のため。米側としてはSOFAの適用を動機として布令等

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が改正ないし廃止されるという如きLOGICAL SEQUENCEを進んで容認したいという印象を当面回避したい意向であるとも判断される。

(3)

— 5 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

66

総番号(TA) 26005　　主管
70年5月28日19時45分　沖縄　発
70年5月29日01時16分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

地位協定小委員会

第86号　平(秘扱い)

往電第85号別電.

1. 開放軍用地の復元補償.
2. 軍隊軍人軍属による損害補償.
3. 軍雇用員の雇用制度
4. 軍民共用道路の処理.
5. 軍海空港処理及び利用.
6. 軍用地取得に伴う通貨補償.
7. 入海制限に伴う損失補償
8. 土地裁判所訴願事案の処理.
9. 未払い軍用地料の措置.
10. 軍用地の地位協定適用準備.

(3)

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

117

総番号(TA) 26783 主管
70年 5月 29日 18時25分 沖縄 発
70年 5月 29日 20時47分 本省 着 米北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第88号 平(秘扱い)

往電第77号に関し

本29日代理会議の議事要旨次の通り。

1. 来たる3日の第3回PREPCOMの
(イ) 開催時刻を午後3時とすること。
(ロ) 記者会見の方法につきショットより各代理の意向をただした。(イ)については日琉とも異議なきこと。(ロ)については(米側はHICOMの意向を月曜日(1日)確認をするもおそらく代表による共同記者会見には否定的見解なるべしとの趣)賀陽より代表による共同

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

記者会見が不可なれば代理レベル会見も一案なるべしと述べおいた。瀬長より代理レベルの共同会見にて可なるも主席としては代表及び顧問による共同記者会見を希望しており右が不可能ならば記者団からの要請如何にもよるが主席個人の記者会見はやらざるを得ないであらうと述べた。

2. 会議当日の新聞発表文及び代表会議への報告夫々の内容については夫々案文作業を進行することとした。

3. 次回は6月1日の予定。(3)

—2—

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

86

総番号(TA)　26442　　主管
70年　5月30日　18時35分　沖縄　発
70年　5月30日　23時39分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬(大使)臨時代理大使　総領事　代理

準備委員会に対する代理会議の報告

第71号　平(秘扱い)至急
往電第88号に関し

6月3日の準備委員会第3回会議に提出すべき代理会議の報告につき、作業委員会レベルで協議の結果、29日別電第92号の通りの暫定的草案を得たのでお知らせする。本草案内容については今後修正あるやも知れないので、右お含みありたい。なお第5項TABは産業経済小委のアイテムに関する本省よりの指示を待って最終的に作成し、改めて請訓する予定であり、TAB[C]は往電第83号1.の

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WING ITEMと往電第74号の6項目及び往電第84号の4項目となる見込みにつき念のため(TAB[A]は既定方針通り)。

外務省

注意 アト 掲

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

592

総番号(TA) 26445

70年5月30日18時48分 沖縄 発

70年5月30日23時42分 本省 着

主管 米北

外務大臣殿 高瀬 大使

準備委員会に対する代理会議の報告

第92号 平 至急

往電第91号 別電

(以下別紙英文)

外務省

29 MAY 1970 REPORT TO THE PREPARATORY COMMISSION FROM THE ALTERNATES.

1. AT THE PREPARATORY COMMISSION (HEREINAFTER "COMMISSION") MEETING ON 6 MAY 1970 THE ALTERNATES WERE DIRECTED TO SUBMIT AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION AN ESTIMATE OF TOTAL COMMON EXPENSES. AN AGREED BUDGET ESTIMATE IS ATTACHED AT TAB A, AND THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE IT.

2. THE COMMISSION APPROVED A SET OF PRINCIPLES FOR THE BUDGET AT THE 6 MAY MEETING WHICH PROVIDED THAT THE ORIGINAL ESTIMATE SHOULD BE DETERMINED FOR THE PERIOD 3 MARCH 1970 - 31 MARCH 1971. IT HAS BEEN FOUND NECESSARY FOR FISCAL REASONS TO CHANGE THIS PERIOD TO 1 APRIL 1970 - 31 MARCH 1971. THE ALTERNATES ALSO INVITE THE COMMISSION TO APPROVE THIS REVISION.

3. AT THEIR 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION APPROVED THE ESTABLISHMENT OF FOR STANDING SUBCOMMITTEES. BY 18 MAY THE RESPECTIVE GOVERNMENT HAD NAMED THE PERSONNEL WHO WILL

BE THE REGULAR MEMBERS OF THE SUBCOMMITTEES. IN THE MEANTIME ALL OF THE SUBCOMMITTEES HAVE MET AND HAVE BEGUN TO DRAW UP THEIR WORK PROGRAMS.

4. AT THEIR MEETING ON 6 MAY 1970 THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE ALTERNATES TO:

A. FORMULATE PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

B. FORMULATE PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

C. ARRANGE EFFECTIVE MEANS BY WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS, INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION. THE ALTERNATES HAVE NOW

ESTABLISHED THE NECESSARY PROCEDURES. INCLUDING THE NAMING OF SPECIFIC OFFICIALS TO BE INITIAL POINTS OF CONTACT.

5. AT THE 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE RESPECTIVE SUBCOMMITTEES TO PROCEED UNDER THE DIRECTION OF THE ALTERNATES TO IDENTIFY PROBLEMS TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RGHTS TO THE GOJ. TO DEVISE MEASURES TO SOLVE SUCH PROBLEMS AS ARE TO BE DEALT WITH IN OKINAWA, AND TO SUBMIT A PROGRESS REPORT AT THE NEXT COMMISSION MEETING. THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS HAVE PRODUCED TWO LISTS OF PROBLEM AREAS. THE FIRST LIST, TENTATIVELY IDENTIFIED AS FALLING PRIMARILY WITHIN THE PURVIEW OF THE SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS, IS AT TAB B. THE SECOND LIST, TENTATIVELY IDENTIFIES AS BEING PRIMARILY WITHIN THE JURISDICTION OF THE SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHT, IS AT TAB C. THESE LISTS ILLUSTRATE THE PROGRESS SO FAR ACHIEVED BY THE

SUBCOMMITEES. THE ALTERNATES INTEND TO CARRY THIS WORK FORWARD. AND THE CONTINUED APPROVAL OF THE COMMISSION FOR THEIR DOING SO IS INVITED.

6. THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE A PRESS CONFERENCE BY THE ALTERNATES IMMEDIATELY FOLLOWING THIS MEETING.

7. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THE 3 JUNE MEETING.

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

43

総番号(TA) 26601　主管
70年 6月1日 18時10分 沖縄 発
70年 6月2日 09時01分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会第3回会議に関する新聞発表文

第101号 平 大至急
往電第88号に関し
第3回会議の新聞発表文につき本1日アドホックの代理会議で討議した結果、別電第102号のとおり暫定的草案(和英文)を得たので通報する。なお、多少の修正もあり得るので右お含みありたい。

(了)

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

756

総番号(TA) 26599　主管
70年 6月1日 18時20分 沖縄 発
70年 6月2日 00時44分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会第3回会議に関する
新聞発表文

第102号 平 大至急
往電第101号別電

THE PREPARATORY COMMISSION 1-2 TENPI-CHO NAHA, OKINAWA 3 JUNE 1970.

DRAFT PRESS STATEMENT

THE PREPARATORY COMMISSION TODAY AT ITS THIRD MEETING APPROVED A PROGRESS REPORT FROM THE ALTERNATES AND DIRECTED THAT THEY CONTINUE TO EXPLORE AND DEFINE PROBLEM AREAS AND BEGIN TO ESTABLISH PRIORITIES FOR DEVISING SOLUTIONS.

IN ATTENDANCE AT THE COMMISSION'S OFFICES IN NAHA WERE THE UNITED STATES REPRESENTATIVE, HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT THE REPRESENTATIVE

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

OF THE GOVERNMENT OF JAPAN, AMBASSADOR JIRO TAKASE AND THE ADVISER TO THE COMMISSION, MR. CHOBYO YARA CHIEF EXECUTIVE OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS.

THE PROGRESS REPORT INCLUDED PRELIMINARY OUTLINES OF FUTURE WORK PROGRAMS.

THESE OUTLINES WERE PREPARED BY RECENTLY ESTABLISHED SUBCOMMITTEES AS PART OF THEIR INITIAL STUDY OF KEY ASPECTS OF THE PROCESS OF REVERSION OF OKINAWA TO JAPANESE ADMINISTRATION.

INDICATIVE OF SOME OF THE PROBLEM AREAS UNDER CONSIDERATION IS THE QUESTION OF THE TIMING AND THE MANNER OF TRANSFERRING AUTHORITY FOR CIVIL MATTERS FROM THE UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS TO THE GOVERNMENT OF JAPAN AND/OR TO THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS, THE OBJECTIVE BEING IN THESE AS IN ALL OTHER ASPECTS OF THE COMMISSION'S WORK TO ASSURE A SMOOTH TRANSITION IN THE ACCOMPLISHMENT OF REVERSION.

IN THE INDUSTRIAL AND ECONOMIC AREAS, THE COMMISSION NOTED THAT AMONG OTHER POTENTIAL PROBLEMS

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WHICH REQUIRE FURTHER EXPLORATION ARE THE TREATMENT OF FOREIGN INVESTMENT, THE FUTURE STATUS OF FOREIGN PROFESSIONAL PERSONNEL LIVING IN OKINAWA, IN THE TREATMENT OF TITLES AND LEASES OF THE FORMER STATE AND PREFECTURE OWNED LANDS.

IN KEEPING WITH THE REFERENCE IN THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES" TO THE COMMISSION'S CONSIDERATION OF THE LOCAL ASPECTS OF THE APPLICATION OF THE US-JAPAN SOFA (STATUS OF FORCES AGREEMENT) TO OKINAWA, THE ALTERNATES REPORTED THAT THE SUBCOMMITTEE CONCERNED WITH THIS MATTER IS UNDERTAKING A CAREFUL EXAMINATION OF PROBLEM INVOLVED.

THE COMMISSION APPROVED THE VARIOUS PROCEDURES THAT THE ALTERNATES HAD FORMULATED FOR THE PURPOSE OF CARRYING OUT THE FOLLOWING PROVISIONS OF THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES": COORDINATION OF THE GATHERING AND TRANSMISSION OF INFORMATION REQUIRED BY THE GOVERNMENTS DURING THE PREPARATION OF REVERSION, AND THE ESTABLISHMENT OF A READY MEANS OF ACCESS TO THE GOJ BY NON-RYUKYUAN RESIDENTS OF OKINAWA WITH REVERSION-RELATED PROBLEMS.

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

SPECIALLY DESIGNATED OFFICIALS IN THE RESPECTIVE ELEMENTS OF THE PREPARATORY COMMISSION HAVE BEEN APPOINTED FOR THESE PURPOSES.

THE PREPARATORY COMMISSION CONSIDERED THE WORK OF THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS, AS REFLECTED IN THE REPORT, A NOTEWORTHY BEGINNING TOWARD FINDING SOLUTIONS TO THE PROBLEMS BEFORE THE COMMISSION.

新聞発表

1970年6月3日

1. 準備委員会は本日ナハの同委員会庁舎において米国政府代表ジェームズ・ビー・ランパート高等弁務官、日本国政府代表高瀬侍郎大使及び顧問たる屋良琉球政府行政主席の出席のもとに第3回会議を行った。

2. 委員会は代理会議より提出された進行状況に関する報告を承認し、更に問題の所在を

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

調査して明確にする作業を続けると共に、解決方法策定に当っての優先順位を定める作業を開始するよう指示した。

3. 進行状況報告書は将来の作業計画のあらましを含むものである。これらの計画のあらましは、最近設置された小委員会が沖縄の日本施政権下への復帰の過程における重要分野ごとに次の段階の作業として検討した結果の一部をまとめたものである。検討中の問題のある分野には民政に関する権限を米国民政府から日本国政府及びまたは琉球政府へ移乗する時期と方法の問題があり、その目標は他のすべての分野における委員会の作業の目標と同じく復帰達成への円滑な進行を確保する事にある。

4. 委員会は産業経済の分野において将来

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

更に調整する必要性のある問題の中には外資の取扱い沖縄に在住する外国人自由職業従事者の将来の地位及び旧国有地の取扱い問題等が考えられる旨指摘した。

5. 代理会議は「原則と指針」が地位協定を沖縄に提供する際の現地における側面を委員会が考慮すべき事に言及していることに関連し関係小委員会がその中に含まれるもろもろの問題について慎重な検討を待っている旨報告した。

6. 委員会は「原則と指針」に示された次の条項を実施する為代理会議が定めた各種の手続きを承認した。すなわち復帰準備中において各政府の必要とする資料の蒐集及び伝達。調整及び非琉球人居住者が復帰に関連した問題について日本国政府と接触する為の準

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

備体制の確立である。これらの目的の為委員会の各政府代表部の職員が特別に指名された。

7. 準備委員会は報告書に反映されている代理会議及びその要員の作業は委員会が当面する問題の解決方法の発見を目ざした最初の特筆すべき作業であることをみなしている。

(3)

(07:20 主管課 多田首席事務官に連絡済)
電信課

外務省

ソカ ヒヒ　万大 博阪

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　275

総番号(TA) 26598　主管
70年6月1日19時35分　沖縄　発
70年6月2日00時43分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

準備委員会に対する代理会議の報告

第103号　平　大至急

往電第92号をもつて通報した代理会議報告書については本1日アドホックの代理会議において種々協議した結果、下記のとおり加除訂正したのでお知らせする。

記

(1) 第5項末びTAB。C。とTHESE LISTSの間に「THE THIRD LIST, WHICH CONTAINS THREE SUGGESTIONS FOR ITEMS TO BE STUDIED BY THE SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA, IS AT TAB D.」をそう入する。

(2) 同じく第5項末びの2行「THE ALTERNATES INTEND TO CARRY以下IS INVITED。」を削除し、代りに「THE ALTERNATES INTEND TO FURTHER CLARIFY, REFINE, AND NO EXPAND THESE LISTS, TO OMIT FROM THEM ANY ITEMS NOT WITHIN THE PURVIEW OF PRECOM, AND TO COMPILE ADDITIONAL LISTS,

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE THIS WORK PLAN」をそう入する。

(3) 第6項を全文削除し第7項の文を第6項にくり上げる。ただし、文中「……THE COMMISSION TO APPROVE A PRESS CONFERENCE……」とあるを「……THE COMMISSION TO APPROVE THE HOLDING OF A PRESS CONFERENCE……」と改める。

(4) 第8項は第7項にくり上げる。ただし、全文削除し、そのかわりとして「TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT TO THE COMMISSION AT THE 3 JUNE MEETING。」の文を加入する。

(i)

(07:20 主管課 多田首席事務官に連絡済)

電信課

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

259

総番号（TA）26600　　主管
70年　月1日19時55分　沖縄　発
70年　6月2日01時26分　本省　着　半光1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

第3回代表会議準備

第104号　平（秘扱）　大至急

往電第91号及び同第103号に関し

1日のアドホックの代理会議において種々協議の結果、（1）代理会議の報告書（不公表）の付表B（産業経済小委）には米側非公式提案の14項目（往電第72号）と日本側の考えているもののうち貴電第55号の「ふるい」にかけたものをリスト・アップすること、付表C（施政権小委）にはGRIの3項目提案（往電第73号）も一応へい記することとし、これらの付表はいずれも合意したものを示すものにはあらずして、単にあらい出し作業の結果出されたものをREFERENCEの意味あいで列挙したものにすぎず、今後の加除追加があり得る性質のものとすることとした（この点を明らかにするため、報告書第5項の末びにTHE ALTERNATES INTEND TO CLARIFY以下の表現をそう入した点参照ありたい）、（2）上記の関連でGRI側は新たに付表Dを設け、SOFA小委でGRIが提示したもののうち復元保償、人的損害保償、軍雇用制度の3項目は上記（1）と同じ了解

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の下にこの表に列挙することを強く主張したもので、当方としては貴電第55号のラインもかん案しつつGRIの機微なる内部事情も考慮に入れ（セナガはこれらを単に列挙しておけば、たとえ合意された項目とはみなされずとも、主席はこれに満足し、第3回会議でも特にメータ・イシューすることはなかるべく、またその方向で自分は努力すると述べた趣）、これに応ずるよう米側に申し入れている、（3）プレス・ステートメント第4項に例示すべき産業経済小委のアイテムとしては、往電第55号によつて整理を行なつた結果、差支えないものと考えるもの（イ）外貨の取扱い、（ロ）非りゆうきゆう人プロフェッショナルズの取扱い、（ハ）国、けん有地の問題の3点を当方より示さし、米、りゆう側もこれに同意した。なお、本省より電話連絡のあつたTREATMENT OF PUBLIC UTILITESについては、米、りゆう側に申し入れ、結果追電致したい。

（了）

（07:20 主管課 多田首席事務官に連絡済）

電信課

外務省

01

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

222

総番号(TA) 27044　主管
70年 6月 3日 17時 53分 沖縄 発
70年 6月 3日 21時 13分 本省 着 米北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

第3回準備委員会

第109号 (秘扱い)

1. 第3回準備委員会はランパート高等弁務官議事進行を担当し本3日午後3時より約30分に亘り開催代理会議の報告につくされた下記諸点につき「ラ」より承認を求め本使、屋良ともにこれに同意した。

記

(1) 共通経費の見積り

(2) 予算原則(会計期日の開始期)の一部変更。

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) 産業経済施政権移転、地位協定各小委員会作成のリストは流動的なものであり加除訂正し得ることについての代理会議の権限。

(4) 3代理による共同記者会見の実施

(5) 日米協議委員会への経過報告と本日の会議内容の報告

(6) 新聞発表文

2. 「ラ」より次回会合日を7月1日にすることについて図ったところ屋良より日程の都合で本日決定しかねるとの申出あり主席よりの詳細通報を俟って後日決定することに合意した。

3. 「ラ」より新聞記者会見にあたり特に

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

留意すべき点ありやと質したので本使より地位協定小委員会のリストに載った(1)解放軍用地の復元補償、
(2)軍隊、軍人、軍属による損害補償
(3)軍雇傭制度の移行準備の3点については同小委員会に未だ充分な資料が準備されておらざるので該当国に対し上記3点を絶対にレファーせざるよう要望したいと提言しようと云う「ラ」は同感なりと述べた、他方屋良は上記3点は沖縄住民にとって極めて関心の深い問題なることを含んで欲しい旨発言があり本使よりもっともなりと応答しておいた。

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. 本使より本会議の席を借り新任の3要員を各委員に紹介し「ラ」よりはBURKE(軍雇傭員再就職調整官)を米側要員として再任した旨明らかにした。131

外務省

0 沖

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

102

電信写

総番号(TA) 27043　　主管
70年 6月 3日 18時12分 沖縄 発
70年 6月 3日 21時11分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理記者会見

第110号 平 至急
往電第109号に関し
代表会議後行なわれた代理による記者会見においては、記者団より主として準備委の進行状況につきプレス・ステートメント以上の詳細なる説明を求める質問が多くよせられたが、当方より各小委員会はえい意問題点のあらい出しの作業を進めており、ステートメントに明示されている如き民政府機能の移行や外資問題その他の項目のみをとつても何れもFAR-REACHINGなる問題であり、今後更に具体的な作業計画の策定を期し得る見込みであることを強るべく説明しておいた。なお、セナガ代理は質問に答えない事裁判管轄権の問題は行政府間代理部において以前より一般問題として研究を進めており、今後準備委に提出することの可能性もあり得べしと述べた。なお、外資問題につきNEW APPLICATIONSと準備委の関連に触れる如き質問は提起されなかつた。(了)

ソ上 カ ヒ 万大博阪
大政軍外外臨官 務務 次次 典房
臣官官審審長長
修総人電厚計
儀書文会管給
国資長 参調析企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東 北二西
米長 参北北保
中南審欧長 参一二
参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国万
長 参貿統国
経協技 参政技二 国一理
条 参条協規
長国 参政経科
軍社専
情長 参運内外
文長 一二

外務省

秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

108

電信写

総番号(TA) 38173　　主管
70年 月 日 18時15分 沖縄 発
70年 8月 4日 19時57分 本省 着 米北1

外務大臣殿　高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

SOFA作業部会

第250号 略
往電第212号に関し
1。本件作業部会は、7月20日、27日、8月4日の3回にわたり、当方作成の対照表(往信第46号)を参照しつつSOFA条項にむじゅんする(INCONSISTENT)布令布告の関係条文のあらい出し作業を終えた。
2。なお、8月11日(火)の次回作業部会において、各政府の草案を持ち寄り検討を加えた上、本部会のSOFA小委に関する報告書を作成することとなつた。右の時点で更に経過につき追電する。
(了)

ソ上 カ ヒ 万大博阪
大政軍外外臨官 務務 次次 典房
臣官官審審長長
修総人電厚計
儀書文会管給
国資長 参調析企
領移長 参領旅移
ア長 参地中東 北二西
米長 参北北保
中南審欧長 参一二
参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国万
長 参貿統国
経協技 参政技二 国一理
条 参条協規
長国 参政経科
軍社専
情長 参運内外
文長 一二

外務省